

議 会 要 覧

令 和 2 年

加 東 市 議 会

～ 目 次 ～

《市の概要》

1	市の沿革	1
2	位置・面積	1
3	人口・世帯	1
4	産業・経済	1
5	観光・文化	2
6	その他	2

《議会の概要》

1	議会の沿革	3
2	議会の構成	4
3	議員	4
4	議会組織	5
5	報酬・費用弁償	5
6	議会費の執行状況	6
7	議会活動状況	7
8	議会視察受入れ状況	8
9	委員会活動状況	9
10	市長提出議案審議結果	13
11	議員・委員会提出議案審議結果	17
12	請願審査	18
13	陳情審査	18
14	選挙	18
15	一般質問	19
16	協議又は調整を行うための場	22
17	その他	24
18	議会関係諸規定	25
19	歴代議長・副議長	95
20	歴代市長	95
21	議会議員名簿	96

《加東市の概要》

1 市の沿革

明治 22 年の市町村制の施行により、社村（明治 45 年町制により社町）、福田村、上福田村、米田村、鴨川村、滝野村（大正 14 年町制により滝野町）、加茂村、上東条村、中東条村が誕生しました。

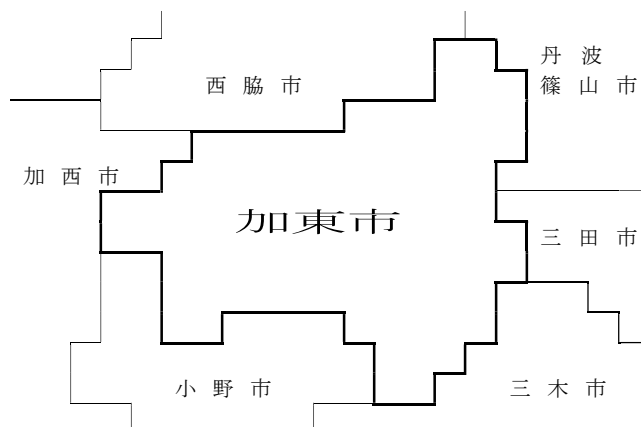
昭和 28 年には町村合併促進法が施行され、社町、福田村、上福田村、米田村、鴨川村が合併して社町が誕生（昭和 30 年 3 月 31 日）、滝野町、加茂村が合併して滝野町が誕生（昭和 29 年 3 月 31 日）、上東条村、中東条村が合併して東条町が誕生（昭和 30 年 3 月 31 日）し、加東郡は 3 町に再編されました。

そして、平成 18 年 3 月 20 日、社町、滝野町、東条町は合併して加東市が誕生し、「山よし！ 技よし！ 文化よし！ 夢がきらめく☆元気なまち 加東」の実現を目指しています。

2 位置・面積

加東市は、兵庫県中央部やや南よりに位置し、東は丹波篠山市、三田市、南は小野市、三木市、西は加西市、北は西脇市と接しています。

面 積	157.55 k m ²
東 西	19.9km
南 北	17.1km
東 経	134° 58′
北 緯	34° 55′



3 人口・世帯

区 分	世 帯 数	人 口		
		総 数	男	女
国 勢 調 査 (H27.10.01)	15,086 世帯	40,310 人	19,619 人	20,691 人
住 民 登 録 (R2.05.01)	17,167 世帯	40,238 人	19,790 人	20,448 人

4 産業・経済

市の中央部を東西方向に中国自動車道が走り、2つのインターチェンジを有する北播磨の交通の要衝となっている。国・県の施設が多く立地する市の中心部には、滝野社 I C があり、国道 175 号・国道 372 号が交差した交通の利便性を生かし、社サイエンスパーク、滝野工業団地へ製造業・流通業等の企業が進出し、それに関連して様々な産業が発展している。また、ひょうご東条 I C を中心として新市街地を形成するひょうご東条ニュータウン・インターパークへも、製造業・流通業等の企業が進出している。主産業である農業では、酒造好適米の山田錦の栽培が盛んであり、その一方で地域特性を生かした近郊農業や観光農業が発展しつつある。

5 観光・文化

県内最大の公園である県立播磨中央公園をはじめ、ゴルフ場、「東条湖おもちゃ王国」、「滝野温泉ぽかぽ」、「東条温泉とどろき荘」などの施設があり、また清水東条湖立杭県立自然公園は、兵庫県中東部への観光ルートの玄関口的な役割を果たしており、阪神地域居住者の気軽な週末余暇・レクリエーションの場として機能している。

6 その他

市 花 コスモス（平成20年制定）

市 木 さくら（平成20年制定）

市のマスコットキャラクター 加東伝の助（平成20年制定）

市民憲章 わたしたちは、美しい自然・豊かな文化・あたたかな人々を誇る加東の市民として、
この憲章を定めます。

一、人と自然を愛し、安らぎのあるまちにしましょう。

一、学ぶ心を大切にし、文化あふれるまちにしましょう。

一、喜びをもって働き、健やかなまちにしましょう。

一、だれもが希望をもてる、明るいまちにしましょう。（平成23年制定）

姉妹都市 ワシントン州オリンピア市 （昭和56年提携）

カリフォルニア州ホリスター市（平成元年提携）

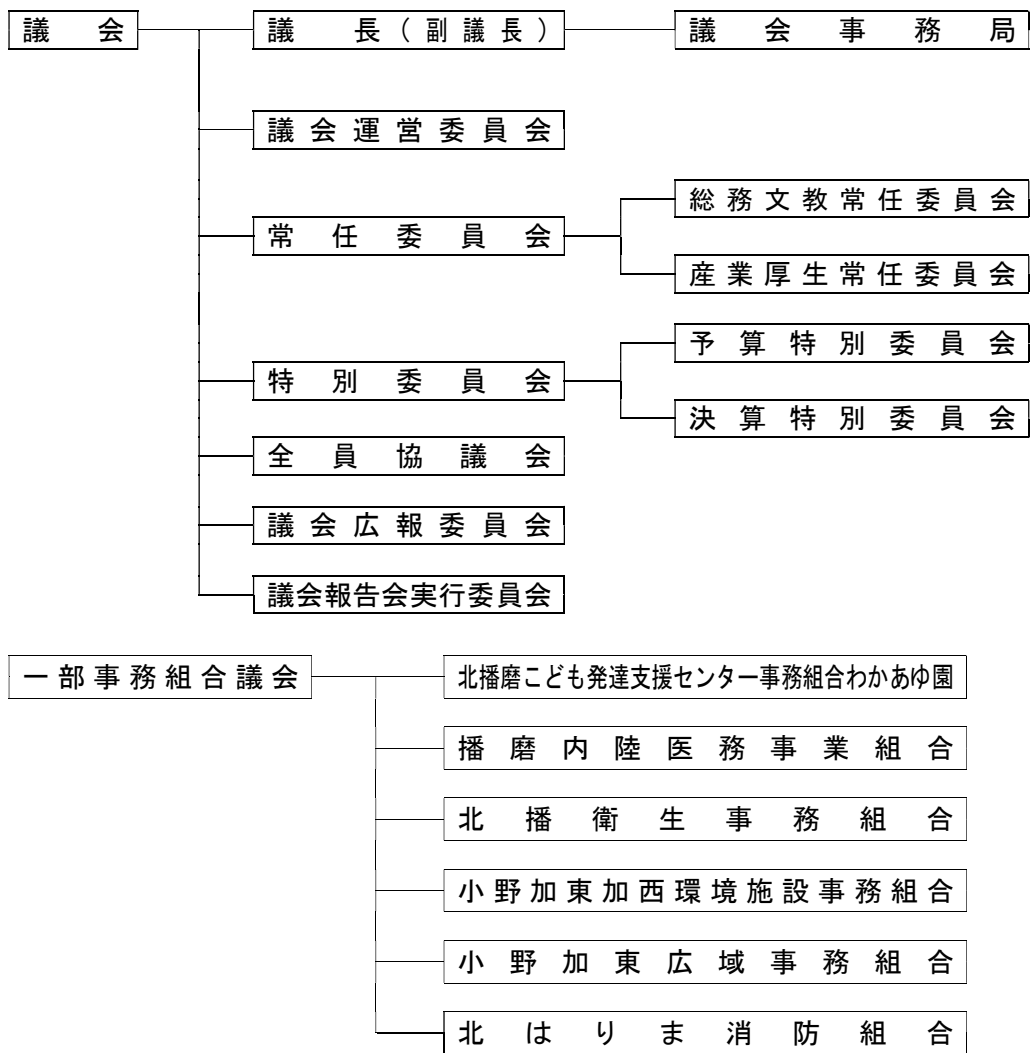
ワシントン州シェラン市 （平成8年提携）

《議会の概要》

1 議会の沿革

平成18年 4 月	第1回加東市議会が開催される。 (在任特例により、平成18年10月末まで43議員) 議会運営委員会及び総務文教、産業建設、厚生 の 3 常任委員会を設置。
平成18年 6 月	予算特別委員会設置。
平成18年 9 月	決算特別委員会設置。(以後毎年9月に設置) 懲罰特別委員会設置。(懲罰動議提出による自動設置)
平成18年10月	市制施行後、初の議会議員選挙が行われ20人の議員が選出される。
平成19年 3 月	予算特別委員会設置。(議長を除く全議員が委員となり、以降毎年3月に設置) 議会広報特別委員会設置。(平成24年12月まで)
平成21年 3 月	懲罰特別委員会設置。(懲罰動議提出による自動設置)
平成21年 6 月	加東市議会議員定数条例を制定し、議員定数を18人とする。 (平成21年6月26日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用) 庁舎整備等検討特別委員会設置。(平成24年11月8日まで)
平成21年12月	議会基本条例策定特別委員会設置。(平成22年9月24日まで)
平成22年 9 月	議会基本条例策定。
平成22年12月	加東市議会議員定数条例の一部を改正し、議員定数を16人とする。 (平成22年12月24日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用)
平成24年11月	庁舎整備等検討特別委員会を廃止。
平成24年12月	議会広報特別委員会を廃止。 全員協議会を法定化。 議会広報委員会を法定化。 議会報告会実行委員会を法定化。
平成25年 6 月	公共施設のあり方検討特別委員会設置。(平成26年3月31日まで)
平成26年 3 月	私債権管理条例審査特別委員会設置。(平成26年3月27日まで)
平成26年11月	産業建設常任委員会と厚生常任委員会を統合し、産業厚生常任委員会を設置。 公共施設適正化検討特別委員会設置。(平成28年3月25日まで)
平成28年 3 月	議会ICT推進研究部会設置。(平成28年10月31日まで)
平成28年12月	議会ICT推進部会設置。(平成30年10月31日まで)
平成29年 3 月	総合計画検討特別委員会設置。(平成30年3月31日まで)
平成29年 6 月	加東市議会会議規則及び加東市傍聴規則を改正し、議場及び委員会室への電子機器の持ち込みが可能となる。
平成29年 9 月	議会基本条例検討特別委員会設置。(平成30年10月31日まで)
平成30年 9 月	加東市議会基本条例の全部改正。(平成30年9月26日)
令和 元 年12月	懲罰特別委員会設置。(懲罰動議提出による自動設置)

2 議会の構成



3 議員

(1) 任期 平成30年11月1日～令和4年10月31日

(2) 議員数 現在の定数 16人

(3) 所属党派別議員数（令和2年5月現在）

党派	公明党	共産党	無所属	計
人員	1	1	14	16

(4) 年齢別議員数（令和2年5月現在）

年齢	40～49	50～59	60～69	70～79	平均年齢
人員	2	1	7	6	64.5

(5) 期別議員数（令和2年5月現在）

期別	1期	2期	3期	4期	5期
人員	5	2	3	2	4

4 議会組織（令和2年5月現在）

議 長 小 紫 泰 良 副議長 岸 本 眞 知 子

議会運営委員会

委 員 長	副 委 員 長	委 員	委員定数
藤 尾 潔	長谷川幹雄	井 上 茂 和 桑 村 繁 則 石 井 雅 彦 大畑一千代	6

常 任 委 員 会

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長	委 員	委員定数
総 務 文 教	石 井 雅 彦	高 瀬 俊 介	山 本 通 廣 藤 尾 潔 古 跡 和 夫 廣 畑 貞 一 鷹 尾 直 人 北 原 豊	8
産 業 厚 生	桑 村 繁 則	大畑一千代	井 上 茂 和 小 川 忠 市 岸 本 眞 知 子 長谷川幹雄 別府みどり	8

委 員 会

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長	委 員
議 会 広 報	山 本 通 廣	小 川 忠 市	長谷川幹雄 大畑一千代 古 跡 和 夫 廣 畑 貞 一 北 原 豊
議会報告会 実 行	岸 本 眞 知 子	藤 尾 潔	井 上 茂 和 桑 村 繁 則 石 井 雅 彦 高 瀬 俊 介 鷹 尾 直 人 別 府 み どり

特別委員会設置状況（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

特 別 委 員 会 名	委員定数	設 置 年 月 日	消 滅 年 月 日
予 算	15	平成31年 3 月 1 日	平成31年 3 月 22日
決 算	15	令和 元 年 9 月 3 日	令和 元 年 9 月 26日
懲 罰	8	令和 元 年 12月17日	令和 元 年 12月24日

一部事務組合等議会議員

北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園	小 紫 泰 良 別 府 み どり
播 磨 内 陸 医 務 事 業 組 合	石 井 雅 彦 鷹 尾 直 人
北 播 衛 生 事 務 組 合	井 上 茂 和 藤 尾 潔 岸 本 眞 知 子
小野加東加西環境施設事務組合	桑 村 繁 則 小 川 忠 市 古 跡 和 夫
小 野 加 東 広 域 事 務 組 合	長谷川幹雄 高 瀬 俊 介 廣 畑 貞 一 北 原 豊
北 は り ま 消 防 組 合	山 本 通 廣 大 畑 一 千 代
兵庫県後期高齢者医療広域連合	石 井 雅 彦

各種委員

都 市 計 画 審 議 会	山 本 通 廣 高 瀬 俊 介
---------------	-----------------

5 報酬・費用弁償

（1）月額報酬（平成18年11月1日から適用）

議 長 450,000円、副議長 380,000円、議 員 350,000円

（2）期末手当（令和2年4月1日から適用）

6月 100分の225／12月 100分の225

(3) 費用弁償（平成18年3月20日から適用）

旅 費

鉄道賃、船賃、航空賃	車 賃	日 当	宿 泊 料
一般職の職員の旅費相当額	1 kmにつき 37円	1 日につき 1,200円	1 夜につき 13,100円（甲地方） 11,800円（乙地方）

※ 規則により兵庫県内の区域の日当額は600円。ただし、三木市、小野市、加西市、西脇市、多可町は日当を支給しない。

6 議会費の執行状況

（単位：千円）

区 分	決 算 額			令和2年度 当初予算額
	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み額）	
報酬	68,760	68,854	68,760	70,520
給料	16,158	16,235	16,390	16,575
職員手当等	33,991	32,737	35,471	36,615
共済費	31,946	31,058	30,349	29,365
報償費	114	156	70	386
旅費	879	582	751	1,854
交際費	122	108	156	300
需用費	1,772	2,369	1,878	2,375
役務費	89	78	77	78
委託料	5,770	5,982	6,519	8,087
使用料及び 賃借料	649	395	331	1,147
工事費	0	1,064	0	0
備品購入費	14	650	0	560
負担金、補助 及び交付金	696	711	845	895
計	160,960	160,979	161,597	168,757

7 議会活動状況（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

区 分	会 期	会 期 日 数				本 会 議 日 の 委 員 会 日 数	市 長 提 出 議 案																議 員 ・ 委 員 会 提 出 案 件												そ の 他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
		本 会 議 日 数	休 会 日 の 委 員 会 日 数	そ の 他 の 休 会 日 数	計		提 出 件 数						委員会付託件数				議 決 結 果						提 出 件 数						議 決 結 果						一 般 問 人 件 数 数		請 願 ・ 陳 情 ※	傍 聴 者 の 延 べ 人 数 ※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
							条 例	予 算	決 算	人 事	そ の 他 の 議 案	専 決 処 分	計	条 例	予 算	決 算	そ の 他 の 議 案	計	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決	原 案 撤 回	継 続 審 査	審 議 未 了	翌 年 へ 繰 越	計	条 例	規 則	意 見 書	動 議	決 議	そ の 他 の 案 件	計	原 案 可 決					修 正 可 決	否 決	原 案 撤 回	継 続 審 査	審 議 未 了	翌 年 へ 繰 越	計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
第83回 臨時会	1/22	1	0	0	1	0	1	1	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※請願・陳情は、本会議に上程した件数。
※傍聴者の延べ人数は、議員、報道関係を除く。

8 議会視察受入れ状況

	月 日	市 議 会 名 委員会（会派）名	内 容
1	平成 31 年 1 月 28 日	兵庫県西脇市議会 庁舎等建設特別委員会	・本会議場の見学 ・中継システム等に関する施設整備全般
2	平成 31 年 4 月 23 日	香川県観音寺市議会 議会運営委員会	・議会改革、市民との意見交換会について ・議場、委員会室等の視察
3	令和元年 5 月 8 日	京都府舞鶴市議会 産業建設常任委員会	・防災・減災の取組について
4	令和元年 7 月 12 日	群馬県みどり市議会 公明クラブ	・高齢者福祉及び障がい者福祉サービスについて
5	令和元年 10 月 28 日	岡山県真庭市議会 活性化推進検証部会	・議会活性化や議会改革の取組及び議会基本条例について
6	令和元年 10 月 8 日	新潟県燕市議会 市民厚生常任委員会	・手話言語条例について
7	令和元年 10 月 15 日	島根県浜田市議会 議会運営委員会	・自由討議について ・政策討論会について ・議会改革について
8	令和元年 10 月 28 日	兵庫県西脇市議会 月曜会	・学校編成・統合及び小中一貫教育について
9	令和元年 11 月 7 日	北海道伊達市議会 総務文教常任委員会	・図書館利用者を増加させる取組について

9 委員会活動状況 (平成31年1月1日～令和元年12月31日)

議会運営委員会

月 日		内 容	結 果
1 / 16	閉会中	第83回加東市議会臨時会の運営について 監査委員の定例会への出席要求について 会議規則の改正について 予算審議の資料について	
2 / 6	閉会中	会議規則の改正について	
2 / 22	閉会中	第84回加東市議会定例会の運営について 会議規則の改正について	
3 / 15	会期中	第84回加東市議会定例会（第3日）の運営について 会議規則の改正について 閉会中の継続調査について	
3 / 22	閉会中	6月定例会等の日程について	
4 / 16	閉会中	会議規則の改正について 議員倫理条例について 予算決算常任委員会化について	
5 / 27	閉会中	第85回加東市議会定例会の運営について 会議規則の改正について	
6 / 21	会期中	第85回加東市議会定例会（第3日）の運営について 会議規則の改正について 決算特別委員会の資料について 閉会中の継続調査について	
6 / 26	閉会中	9月定例会等の日程について	
7 / 12	閉会中	会議規則の改正について 決算特別委員会の進め方について	
8 / 28	閉会中	第86回加東市議会定例会等の運営について 決算特別委員会の進め方について 子ども議会の開催について	
9 / 17	会期中	第86回加東市議会定例会（第3日）の運営について 閉会中の継続調査について	
9 / 26	閉会中	12月定例会等の日程について 令和2年度当初予算について	
10 / 24	閉会中	会議規則の改正について 申し合わせ事項について	
11 / 22	閉会中	第87回加東市議会定例会の運営について 会議規則の改正について 申し合わせ事項について	
12 / 11	会期中	第87回加東市議会定例会（第2日・第3日）の運営について 令和2年1月臨時会等の日程について 閉会中の継続調査について	
12 / 24	閉会中	令和2年3月定例会等の日程について 予算特別委員会の資料について	

総務文教常任委員会

月 日		内 容	結 果
1 / 22	閉会中	中心市街地活性化に向けた取組について 東条地域における路線バスと自主運行バスの動向について 東条地域小中一貫校の実施設計について	
2 / 8	閉会中	東条地域小中一貫校の実施設計について	
3 / 4	会期中	75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する請願 東条地域小中一貫校建設事業に反対する請願 東条地域小中一貫校の計画を見直す陳情	不採択 採 択 不採択

3 / 4	会期中	加東市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		公共広場整備（災害時対応型）工事について	
		北播磨清掃事務組合からの脱退に係る財産処分の協議について	
		加東市自家用車有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		加東市の公共交通施策に係る平成30年度取組状況の報告について 加東市の公共交通施策に係る平成31年度取組予定について 平成30年度地域内フィーダー系統確保維持計画に関する事業評価について 働き方改革に係る本市の人事制度改革等について 閉会中の継続調査について	
4 / 26	閉会中	北播磨清掃事務組合からの脱退に係る財産処分の協議の結果について 低入札価格調査制度について 学校施設における耐力度調査の結果報告について 委員会活動について	
5 / 23	閉会中	宿泊施設事業者誘致に向けた取組について	
6 / 4	会期中	平成30年度 教育委員会点検と評価について 教育委員会における成育基本法制定に関する取組状況について 学習指導要領の変更に対する取組について 認定こども園・保育所及びアフタースクールの利用状況について 会計検査結果について（認定こども園整備事業） 社地域小中一貫校について 高速バス利用のアンケート結果と今後の方針 地方公会計制度に基づく財務書類について 令和元年度のダイバーシティ・インクルージョン社会への取組について	
7 / 17	閉会中	社中学校柔剣道場耐力度調査結果に係る所見書の報告について 加東市文化芸術賞賜金支給要綱の制定について	
8 / 6 - 7	閉会中	◆行政視察 少子化対策について（岡山県奈義町） コミュニティスクールの取り組みについて（鳥取県鳥取市） 廃校舎のイノベーションについて（鳥取県八頭町）	
9 / 4	会期中	「東条学園」外構工事等発注差し止めに関する請願	不採択
		加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件	原案可決
		地方公務員法及び地方自治会法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	原案可決
		一般廃棄物処理業許可申請及び浄化槽清掃業許可申請に対する不許可決定の取消請求について 平成30年度指定管理者導入施設のモニタリング（業務の履行状況）について（平成29年度と比較した評価検証） 東条地域小中一貫校について	
		発達サポートセンター移転事業について 幼児教育・保育の無償化（制度概要）について 「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書」の提出について 行政視察のまとめについて 閉会中の継続調査について	
		財政計画について 社中学校柔剣道場改修工事について 行政視察のまとめについて	
10 / 17	閉会中	次期北播磨広域定住自立圏共生ビジョン（素案）について 東条地域小中一貫校について ひょうご保育料軽減事業について やしろ国際学習塾図書・情報センター施設の利用について	
11 / 11	閉会中		
12 / 3	会期中	指定難病医療費助成制度で「軽症」とされた難病患者を同助成の対象とするよう国へ意見書提出を求める請願	採択

12 / 3	会期中	保育予算の拡充を求める請願	採 択
		「東条学園」の白紙撤回を求める請願	不 採 択
		加東市東条文化会館条例及び加東市滝野文化会館条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		加東市やしろ国際学習塾条例の一部を改正する改正する条例制定の件	原案可決
		加東市発達サポートセンター条例制定の件	原案可決
		第2次加東市人権尊重のまちづくり基本計画（案）について 子ども・子育て支援事業計画の現計画の進捗状況と次期計画（案）について 令和2年の保育所と学童保育の利用希望の状況について 閉会中の継続調査について 委員会活動のまとめ及び今後の委員会活動について	

産業厚生常任委員会

月 日		内 容	結 果
2 / 8	閉会中	都市計画マスタープランへの意見に対する考え方について やしろ商業開発株式会社について	
3 / 5	会期中	加東市都市計画マスタープランを定める件	原案可決
		空家対策事業について	
		天神東崎鹿谷土地区画整理事業について	
		高齢者の買い物支援等、移動手段対策について	
		「子育て世帯の経済状況と生活実態調査」調査結果報告について	
4 / 25	閉会中	商工業振興協議会の活動状況について	
		農業共済組合の1県1組合化への取組について	
5 / 20	閉会中	委員会活動について	
5 / 20	閉会中	とどろき荘の運営状況等について	
		播磨内陸医務事業組合立播磨看護専門学校について	
6 / 5	会期中	加東市避難行動要支援者支援制度の現状と課題について	
		やしろ鴨川の郷本館及び滝野温泉ほかの修繕計画について	
		加東市民病院の事業報告について	
		国道372号野村河高バイパスのフルランプ化及び福田橋撤去の状況について	
		加古川改修工事、築堤、油谷川築堤他工事について 新定地区、地すべり地域の現地視察 せせらぎ東条の現地視察 「下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算枠の拡大を求める意見書」の提出について 閉会中の継続調査について	
7/18-19	閉会中	◆行政視察 鳥獣被害対策について（広島県尾道市） 道の駅クロスロードみつぎについて（尾道市御調町） 地域ケアシステム（みつぎ式）について（公立みつぎ総合病院）	
8 / 2	閉会中	播磨内陸医務事業組合立 播磨看護専門学校について（経過報告） 旧滝野庁舎の観光施設利用について 行政視察のまとめについて	
9 / 5	会期中	加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	原案可決
		平成30年度指定管理者導入施設のモニタリング（業務の履行状況）について（平成29年度と比較した評価検証） 加東市地域経済活性化計画の評価報告と今後の方向性について もち麦を用いた地域活性化に向けての取組内容について	
		鳥獣被害対策の市の取組内容について 加古川改修事業の推進について	

9 / 5	会期中	加東市住生活基本計画（加東市住宅マスタープラン）の進捗状況について 加東市営住宅長寿命化計画の進捗状況について 加東市公園施設長寿命化計画の見直しについて 滝見橋架替工事について（現地視察） 道路の修繕について 閉会中の継続調査について	
9 / 20	会期中	道路の修繕について（現地視察）	
10 / 17	閉会中	公立病院の再編にかかる厚生労働省の発表について 圏域における看護師確保策について	
12 / 4	会期中	加東市社福祉センター条例等の一部を改正する条例制定の件 第3次加東市地域福祉計画（案）について 高齢者の健康づくり施策及び独居高齢者などの高齢者の孤立化を防ぐ地域ぐるみの取組について 加東市健康増進計画（第3期）（案）について 前立腺がん検診の特定年齢における検診費用の無料化について 野村地区圃場整備事業について 水道料金・下水道使用料の検討状況について 統合浄水場整備事業の進捗について 下水処理場統合整備事業の進捗について 閉会中の継続調査について 委員会活動のまとめ及び今後の委員会活動について	原案可決

懲罰特別委員会

月 日		内 容	結 果
12 / 18	会期中	北原 豊君に対する処分要求の件	否 決

予算特別委員会

月 日		内 容	結 果
3 / 11	会期中	平成31年度加東市一般会計予算	原案可決
		平成31年度加東市国民健康保険特別会計予算	原案可決
		平成31年度加東市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
3 / 12		平成31年度加東市介護保険保険事業特別会計予算	原案可決
3 / 13		平成31年度加東市水道事業会計予算	原案可決
		平成31年度加東市下水道事業会計予算	原案可決
		平成31年度加東市病院事業会計予算	原案可決

決算特別委員会

月 日		内 容	結 果
9 / 7	会期中	平成30年度加東市一般会計決算の認定の件	認 定
		平成30年度加東市国民健康保険特別会計決算の認定の件	認 定
9 / 10		平成30年度加東市後期高齢者医療特別会計決算の認定の件	認 定
		平成30年度加東市介護保険保険事業特別会計決算の認定の件	認 定
9 / 11		平成30年度加東市水道事業会計決算の認定の件	認 定
9 / 17		平成30年度加東市下水道事業会計決算の認定の件	認 定
		平成30年度加東市病院事業会計決算の認定の件	認 定

10 市長提出議案審査結果（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

（1）地方自治法第96条第1項第1号（条例43件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
2	加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 / 2 2	1 / 2 2	原案可決
18	加東市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 2 2	委員会付託 原案可決
19	加東市駐車場条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
20	加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
21	加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
22	加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
23	加東市職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
24	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
25	加東市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 2 2	委員会付託 原案可決
26	加東市私立保育所の施設整備の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
35	加東市廃棄物処理手数料徴収条例等の一部を改正する条例制定の件	6 / 3	6 / 3	原案可決
36	加東市防災広場条例制定の件	6 / 3	6 / 3	原案可決
37	加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 3	6 / 3	原案可決
38	加東市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 3	6 / 3	原案可決
39	加東市社・東条放課後児童健全育成施設条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 3	6 / 3	原案可決
40	加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	6 / 3	6 / 3	原案可決
50	加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 原案可決
51	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 原案可決
52	加東市臨時又は非常勤の嘱託員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
53	加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 原案可決
54	加東市条件附採用期間中の職員の分限に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
55	加東市税条例等の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
56	加東市防災備蓄倉庫条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
57	加東市消防団条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
58	加東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
59	加東市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
60	加東市給水条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決

61	加東市生活排水処理事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
62	加東市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
63	加東市立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
64	加東市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例制定の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
75	加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
76	加東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
77	加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
78	加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
79	加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
80	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例及び加東市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
81	加東市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
82	加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
83	加東市東条文化会館条例及び加東市滝野文化会館条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 24	委員会付託 原案可決
84	加東市やしろ国際学習塾条例の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 24	委員会付託 原案可決
85	加東市社福祉センター条例等の一部を改正する条例制定の件	12 / 2	12 / 24	委員会付託 原案可決
86	加東市発達サポートセンター条例制定の件	12 / 2	12 / 24	委員会付託 原案可決

(2) 地方自治法第96条第1項第2号（予算33件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	平成30年度加東市一般会計補正予算（第7号）	1 / 22	1 / 22	原案可決
4	平成30年度加東市一般会計補正予算（第8号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
5	平成30年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
6	平成30年度加東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
7	平成30年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第3号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
8	平成30年度加東市水道事業会計補正予算（第3号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
9	平成30年度加東市下水道事業会計補正予算（第3号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
10	平成30年度加東市病院事業会計補正予算（第4号）	3 / 1	3 / 1	原案可決
11	平成31年度加東市一般会計予算	3 / 1	3 / 22	委員会付託 原案可決

12	平成31年度加東市国民健康保険特別会計予算	3 / 1	3 / 22	委員会付託 原案可決
13	平成31年度加東市後期高齢者医療特別会計予算	3 / 1	3 / 22	委員会付託 原案可決
14	平成31年度加東市介護保険保険事業特別会計予算	3 / 1	3 / 22	委員会付託 原案可決
15	平成31年度加東市水道事業会計予算	3 / 1	3 / 22	委員会付託 原案可決
16	平成31年度加東市下水道事業会計予算	3 / 1	3 / 22	委員会付託 原案可決
17	平成31年度加東市病院事業会計予算	3 / 1	3 / 22	委員会付託 原案可決
31	令和元年度加東市一般会計補正予算（第1号）	6 / 3	6 / 3	原案可決
32	令和元年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6 / 3	6 / 3	原案可決
33	令和元年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第1号）	6 / 3	6 / 3	原案可決
34	令和元年度水道事業会計補正予算（第1号）	6 / 3	6 / 3	原案可決
41	令和元年度加東市一般会計補正予算（第2号）	6 / 26	6 / 26	原案可決
43	令和元年度加東市一般会計補正予算（第3号）	9 / 3	9 / 3	原案可決
44	令和元年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	9 / 3	9 / 3	原案可決
45	令和元年度加東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	9 / 3	9 / 3	原案可決
46	令和元年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第2号）	9 / 3	9 / 3	原案可決
47	令和元年度加東市水道事業会計補正予算（第2号）	9 / 3	9 / 3	原案可決
48	令和元年度加東市下水道事業会計補正予算（第1号）	9 / 3	9 / 3	原案可決
49	令和元年度加東市病院事業会計補正予算（第1号）	9 / 3	9 / 3	原案可決
69	令和元年度加東市一般会計補正予算（第4号）	12 / 2	12 / 2	原案可決
70	令和元年度加東市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12 / 2	12 / 2	原案可決
71	令和元年度加東市介護保険保険事業特別会計補正予算（第3号）	12 / 2	12 / 2	原案可決
72	令和元年度加東市水道事業会計補正予算（第3号）	12 / 2	12 / 2	原案可決
73	令和元年度加東市下水道事業会計補正予算（第2号）	12 / 2	12 / 2	原案可決
74	令和元年度加東市病院事業会計補正予算（第2号）	12 / 2	12 / 2	原案可決

（3）地方自治法第96条第1項第3号（決算7件）

認定 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	平成30年度加東市一般会計決算の認定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 認 定
2	平成30年度加東市国民健康保険特別会計決算の認定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 認 定
3	平成30年度加東市後期高齢者医療特別会計決算の認定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 認 定
4	平成30年度加東市介護保険保険事業特別会計決算の認定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 認 定

5	平成30年度加東市水道事業会計決算の認定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 認 定
6	平成30年度加東市下水道事業会計決算の認定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 認 定
7	平成30年度加東市病院事業会計決算の認定の件	9 / 3	9 / 26	委員会付託 認 定

(4) 地方自治法第96条第1項第4号から第14号

(ア) 契約 (5件)

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
3	加東市立小中学校学習用タブレットパソコン購入の件	1 / 22	1 / 22	原案可決
29	加東市有線テレビ施設撤去工事変更請負契約締結の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
42	小型動力ポンプ付ポンプ自動車等購入の件	6 / 26	6 / 26	原案可決
90	加東市立小中学校学習者用タブレットパソコン購入の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
91	小型動力ポンプ付ポンプ自動車等購入金額の変更の件	12 / 2	12 / 2	原案可決

(イ) その他 (4件)

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
30	加東市都市計画マスタープランを定める件	3 / 1	3 / 22	委員会付託 原案可決
65	市道路線一部廃止の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
66	市道路線一部廃止の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
89	新都市建設計画を変更する件	12 / 2	12 / 2	原案可決

(5) 地方自治法第96条第1項第15号及び第96条第2項

(ア) 人事 (2件)

同意 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	加東市監査委員の選任の件	3 / 1	3 / 1	同 意
2	加東市教育委員会委員の任命の件	3 / 22	3 / 22	同 意

(イ) 人事 (5件)

議会諮問 番 号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3 / 1	3 / 1	適 任
2	人権擁護委員候補者の推薦の件	3 / 1	3 / 1	適 任
3	人権擁護委員候補者の推薦の件	9 / 3	9 / 3	適 任
4	人権擁護委員候補者の推薦の件	9 / 3	9 / 3	適 任
5	人権擁護委員候補者の推薦の件	12 / 2	12 / 2	適 任

(ウ) その他 (7件)

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
27	兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
28	兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の一部変更の件	3 / 1	3 / 1	原案可決
67	小野加東広域事務組合理約の一部変更の件	9 / 3	9 / 3	原案可決

68	小野加東広域事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分の件	9 / 3	9 / 3	原案可決
87	北播磨広域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
88	北播磨広域定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結の件	12 / 2	12 / 2	原案可決
92	播磨内陸医務事業組合規約の変更の件	12 / 2	12 / 2	原案可決

(6) 地方自治法第179条（専決処分2件）

承認 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	専決処分の承認を求める件（加東市税条例の一部を改正する条例制定）	6 / 3	6 / 3	承 認
2	専決処分の承認を求める件（加東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）	6 / 3	6 / 3	承 認

(7) 報告事項（11件）

報告 番号	件 名	報 告 月 日
1	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）	3 / 1
2	平成30年度加東市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	6 / 3
3	平成30年度加東市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	6 / 3
4	平成30年度加東市介護保険保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告の件	6 / 3
5	平成30年度加東市水道事業会計予算繰越計算書の報告の件	6 / 3
6	平成30年度加東市下水道事業会計予算繰越計算書の報告の件	6 / 3
7	公益財団法人加東文化振興財団の経営状況の報告の件	6 / 3
8	株式会社夢街人とうじょうの経営状況の報告の件	6 / 3
9	平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件	9 / 3
10	放棄した私債権の報告の件	9 / 3
11	専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）	12 / 24

11 議員・委員会提出議案審査結果（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

(1) 条例（1件）

議案 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	加東市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例制定の件	3 / 1	3 / 1	原案可決

(2) 規則（0件）

(3) その他議案（0件）

(4) 意見書（3件）

意見書 番 号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	下水道施設の改築に係る国庫補助の継続と予算枠の拡大を求める意見書	6 / 26	6 / 26	原案可決
2	ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書	9 / 26	9 / 26	原案可決
3	難病医療費助成制度の改善を求める意見書	12 / 24	12 / 24	原案可決

(5) 決議 (1件)

決議 番号	件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
1	東条地域小中一貫校建設に係る実施設計の積算に関する検査を実施する決議	6 / 26	6 / 26	否 決

(6) 動議 (4件)

件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
予算特別委員会設置に関する動議	3 / 1	3 / 1	可 決
議案第11号平成31年度加東市一般会計予算に対する修正案	3 / 12	3 / 12	否 決
決算特別委員会設置に関する動議	9 / 3	9 / 3	可 決
北原 豊君に対する処分要求の件	12/17	12/17	否 決

(7) その他 (4件)

件 名	提 出 月 日	議 決 月 日	結 果
委員会の閉会中の継続審査の件	3 / 22	3 / 22	決 定
委員会の閉会中の継続調査の件	6 / 26	6 / 26	決 定
委員会の閉会中の継続調査の件	9 / 26	9 / 26	決 定
委員会の閉会中の継続調査の件	12/24	12/24	決 定

12 請願審査 (平成31年1月1日～令和元年12月31日) 6件

請願 番号	件 名	付 託			本会議議決	
		年月日	委員会	結果		
31-1	75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対する請願	3 / 1	総 文	不採択	3 / 22	不採択
31-2	東条地域小中一貫校建設事業に反対する請願	3 / 1	総 文	採 択	3 / 22	不採択
元-4	「東条学園」外構工事等発注差し止めに関する請願	9 / 3	総 文	不採択	9 / 26	不採択
元-5	指定難病医療費助成制度で「軽症」とされた難病患者を同助成の対象とするよう国へ意見書提出を求める請願	12/ 2	総 文	採 択	12/24	採 択
元-6	保育予算の拡充を求める請願	12/ 2	総 文	採 択	12/24	採 択
元-7	「東条学園」の白紙撤回を求める請願	12/ 2	総 文	不採択	12/24	不採択

13 陳情審査 (平成31年1月1日～令和元年12月31日) 1件

陳情 番号	件 名	付 託			本会議議決	
		年月日	委員会	結果		
31-3	東条地域小中一貫校の計画を見直す陳情	3 / 1	総 文	不採択	3 / 22	不採択

14 選挙 (平成31年1月1日～令和元年12月31日) 0件

15 一般質問（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

3月定例会

順 序	質 問 者	質 問 事 項
1	石 井 雅 彦	1 小・中学校のいじめ問題とその対策について 2 移住・定住促進について
2	小 川 忠 市	1 市民アンケート等は市民の生の声として優先的に施策に反映すべきではないか 2 市は、ファシリティマネジメントの視点に立って公共施設の適正化を行ったか 3 「2025年問題」を見据えた加東市の高齢者福祉施策についての対策は 4 子ども虐待に対する市の対策は
3	古 跡 和 夫	1 加東市の農業の現状と今後の課題について 2 加東みらいこども園のLED照明器具について 3 加東市の進める小中一貫校に関して
4	大 畑 一 千 代	1 北はりま消防組合の負担金について 2 東条文化会館等について 3 路線バス廃止への対応について
5	廣 畑 貞 一	1 ダイバーシティ・インクルージョンの市政への意識と位置づけについて 2 成育基本法が制定され加東市としての取り組みについて 3 藤本教育長の教育哲学について 4 平成30年度の「加東の教育活動」の成果と課題、課題解決に向けたプランについて 5 加東市立小中学校の学力向上を図るための方法について 6 加東市教育委員会並びに市内小中学校と兵庫教育大学との連携の成果と課題について
6	鷹 尾 直 人	1 東条地域小中一貫校の建設について 2 市長・市議会議員同時選挙の実施について
7	長 谷 川 幹 雄	1 市役所でパスポート（旅券）の申請、受取手続きを 2 各選挙に於ける投票率の低下について 3 地域公共交通の今後について
8	別 府 み どり	1 加東みらいこども園の開園に向けた進捗具合について 2 まちぐるみ総合健診（女性のがん検診）について 3 空家の利活用について
9	北 原 豊	1 小元団地1戸の平均単価、坪単価、耐用年数、ライフサイクルコストについて 2 一貫校屋上プールの直接工事費5500万円の詳細（内訳、図面）について 3 約1億円で落札した、入札減が1%もない1社のみ入札したタブレットパソコンについて 4 公共交通会議における市の発言の責任について 5 大雨時停止する安取雨水ポンプ設置と加古川改修について 6 住民票などを出す電算システム（基幹システム）について 7 デジタル防災無線の野外に設置したアンテナの必要性について 8 約2億円もかけてリニューアルした、とどろき荘について
10	岸 本 眞 知 子	1 介護予防としてのフレイル予防について 2 加古川河川築堤の景観形成について
11	藤 尾 潔	1 生活支援コーディネーターと協議体について 2 保育の利用調整について 3 地域公共交通について 4 都市計画道路社外環状線の未改良部分について

6月定例会

順 序	質 問 者	質 問 事 項
1	小 川 忠 市	1 バスターミナル整備の必要性について問う。 2 公共施設適正配置計画推進の進捗状況を問う。 3 社地域小中一貫校開校までの進め方について
2	廣 畑 貞 一	1 兵庫教育大学と加東市の関係性の中で、全市民に開かれた連携のあり方を「どのように」具体的に考えられているのかを問う。 2 「子育て世帯の経済状況と生活実態調査」の結果から、どのような教育基本方針を立て、学校現場や生涯学習実施計画において具体的に指導・助言をしているのかを問う。
3	岸本眞知子	1 子ども見守り隊の現状について 2 高齢者大学の取組みと今後の展望について 3 コスミックホールの適切な空調管理を
4	高 瀬 俊 介	1 やしろ国際学習塾第1駐車場について、今後安全対策上、新たな駐車場が必要ではないか 2 市道木梨・曾我線の一部歩道整備設置について
5	古 跡 和 夫	1 5年先10年先を見据えた加東市の農業に関して 2 公共交通機関の維持と高校生の通学確保に関して 3 東条・滝野地域に支所を作ることを求める
6	石 井 雅 彦	1 ふるさと納税新制度について 2 夏季休業中の小・中学生の防犯・交通安全対策について 3 後を絶たない高齢者運転の交通事故の防止について再び問う。
7	別 府 み どり	1 市内交差点付近の安全点検と今後の対策について 2 熱中症対策等について 3 自治体が取り組む「持続可能な開発目標（SDGs）」について
8	北 原 豊	1 タブレットパソコンの件について通告しているのに、なぜ回答を用意していなかったのか。 2 大建設(株)が1か月も積算期間を置き、手描きでなくCADで描いているに一貫校屋上プールの積算すら、できなかった理由とその他疑問点。 3 市内に空き家が、5,590戸もあるのに、約10億4070万円（コミバス約11年分）で小元団地48戸を建設した理由。 4 東条川合流上流の加古川改修について、なぜ河床掘削がないのに、前回の答弁で河床掘削を行うと言ったのか。 5 今後予定しているスクールバスで簡単にコミバスを走らせることができるのにやらないわけ。
9	長 谷 川 幹 雄	1 とどろき荘の今後の方向性と活性化について 2 死亡後の手続き一覧の実情について 3 ヘルプマークのその後の普及率について 4 先の見えない公共交通の取り組みについて
10	井 上 茂 和	1 闘龍灘周辺の観光スポットとしての在り方について 2 河高にぎわいプラザの今後の方向性について
11	鷹 尾 直 人	1 ドクターヘリ離着陸場整備について 2 鳥獣被害防止計画について
12	桑 村 繁 則	1 まちの拠点とにぎわい創出について 2 社地域小中一貫校の整備について
13	大 畑 一 千 代	1 やしろ鴨川の郷しいたけ園の活用 2 多面的支払交付金事業 3 夏休み中のアフタースクール
14	藤 尾 潔	1 公共施設適正化の今後の取り組みについて 2 情報公開について 3 バスターミナル併設の複合施設について 4 外国籍の児童生徒について

9月定例会

順 序	質 問 者	質 問 事 項
1	鷹 尾 直 人	1 加東市における働き方改革について 2 コミュニティ休暇について
2	廣 畑 貞 一	1 ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン社会（共生）及び成育基本法の取り組みの進捗状況を問う。 2 平成30年度加東市教育大綱における取り組み状況から、子どもたちの「確かな学力」と「豊かな学び」施策の中、学力向上プロジェクト委員会で「運動・体力と学力の相関関係」のことについて、何も触れられていないのはなぜなのかを問う。
3	小 川 忠 市	1 高齢者福祉施策（地域包括ケアシステムの構築）について 2 市内在住の外国人への支援について 3 所有者不明土地について
4	長 谷 川 幹 雄	1 防災公園の建設に関する取り組みと今後について 2 野外用AEDの設置について 3 防犯灯設置基準と防犯カメラのライブ映像について
5	大 畑 一 千 代	1 消費税増税に伴う指定管理施設等使用料の見直しについて 2 やしろ鴨川の郷について 3 市有遊休土地の活用と処分について
6	古 跡 和 夫	1 税務課の対応について 2 山国部落の環境をよくするために 3 小中一貫校はだれのため 4 農村地域の空き家の現状を集落別に明らかにすること
7	石 井 雅 彦	1 市内小中学校の夏休みについて 2 学校授業でのUDフォントの採用について 3 市職員の時間外勤務について
8	北 原 豊	1 タブレットパソコンは防塵、JIS上で防水、防湿でもないのに、なぜ2回も事実と異なることを答弁したのか。また、市とメーカーの責任についてどうするのか。 2 なぜ大雨、大地震等、確実に予測できない東条学園が安全で、強風警報、台風情報、竜巻注意情報等で、突風等が完全に予測でき、なおかつ確実に避難できる現在の社中学校の武道館が安全でないのか。 3 加東アート館や東条学園が失敗したときの責任問題について 4 東条川合流上流の加古川改修について、当初埋められる場所も示したのに、なぜA-A断面には河床掘削がないのに、前々回の答弁で河床掘削を行うと言ったのか。 5 小野市を例とするとバスを走らせる時間の長さや運転手の拘束時間も同じなのに、スクールバスで簡単にコミバスを走らせることができるのにやらないわけ。
9	岸 本 眞 知 子	1 魅力ある観光地域づくりで誘客、交流人口増加を 2 歴史資料館の必要性を問う。
10	別 府 み どり	1 多文化共生社会に対する取り組みについて 2 学校での「こころの授業」について 3 プログラミング教育の導入状況について
11	藤 尾 潔	1 地域共生社会の実現に向けて 2 播磨中央公園の活性化に向けて 3 東条地域のバス路線の再編について

12月定例会

順 序	質 問 者	質 問 事 項
1	鷹 尾 直 人	1 ハザードマップの作成について 2 東条地域小中一貫校の建設について

2	小川 忠 市	1 東条地域小中一貫校整備費増額にみる公共施設適正配置計画の進行管理と財政計画への影響について 2 内部統制制度導入の必要性について 3 消防団車輛購入に係る当初予算の積算根拠について
3	廣 畑 貞 一	1 神戸市立小中学校の教員間での暴言・暴行・器物破損事案を受け、市長並びに教育長に、加東市の教育現場について見解を問う
4	大畑 一千代	1 こども園等入所応募状況と保育士等確保対策について 2 無車検・無保険車の発生抑止と事故被害者の救済について 3 土地開発基金について
5	高 瀬 俊 介	1 小中学校の運動会開催時期を問う
6	北 原 豊	1 タブレットパソコン本体は防塵、J I S上で防水、防湿でなくヒュレットパックカード社タブレットパソコンもM I L試験も合格していないのに、なぜ導入したのか。また市と(株)さくらケーシーエスの責任についてどうするのか。 2 晴れた日でも、東条学園グラウンドの裏法が崩壊するとき、崩壊は一瞬なのに、子ども達はどうやってグラウンドの南側に瞬間移動させるのか。また、浸水による被害額をはじめ、東条学園に関する答弁に関する質問。 3 加東アート館・小元団地が失敗した時の責任はだれがどうとるのか。旧福田幼稚園も荒れ果てているが責任は。東条西小学校の後利用の計画はどうなっているのか。 4 小野市を例とするとバスを走らせる時間、距離や運転手の拘束時間帯も、だいたい同じなのに、スクールバスで簡単にコミバスを走らせることができるのにやらないわけ。 5 東条学園の追加約6億円増を加味した場合、あと何年で基金は底をつくのか。平成30年度ふるさと納税受入額が兵庫県の市の中で、最下位について。
7	古 跡 和 夫	1 小中一貫校は立ち止まって考える時では 2 会計年度任用職員に関して
8	長谷川 幹雄	1 無量壽寺の関係と取り組み、周辺整備等について 2 地域公共交通の取り組みと今後予定の計画の変更はあるのか
9	別府 みどり	1 ファミリーサポートセンター事業について 2 自然災害対策について 3 S D G sによる地域づくりについて
10	岸 本 眞 知 子	1 文化芸術の政策について 2 シティプロモーション取組みの媒体として市の応援歌「勇躍加東」を
11	藤 尾 潔	1 地域医療構想への加東市民病院の対応は 2 公共施設の適正化に関する計画は本末転倒になっていないか

16 協議又は調整を行うための場（平成31年1月1日～令和元年12月31日）

全員協議会

月 日		内 容
2 / 22	閉会中	第84回加東市議会定例会 議案説明 滝野庁舎の早期活用検討と図書・情報センターの図書移転先の変更について 行政視察のまとめについて
3 / 13	会期中	行政視察のまとめについて
3 / 22	閉会中	一部事務組合議会の報告について 行政視察のまとめについて
5 / 27	閉会中	第85回加東市議会定例会 議案説明
6 / 18	会期中	東条地域小中一貫校建設工事について
6 / 26	閉会中	会議規則改正の進捗状況について 決算特別委員会の資料について

8 / 2 8	閉会中	第86回加東市議会定例会 議案説明 決算特別委員会の進め方について
9 / 2 6	閉会中	一部事務組合議会等の報告について 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会の報告について 議会運営委員会の決定事項について
1 1 / 2 2	閉会中	第87回加東市議会定例会議案説明 議会広報委員会及び議会報告会実行委員会の委員について 申し合わせ事項について
1 2 / 2 4	閉会中	平成30年度第2次加東市総合戦略施策評価について 一部事務組合議会等の報告について 第19回議会報告会のまとめについて 令和2年度の当初予算について

議会広報委員会

月 日		内 容
1 / 7	閉会中	議会広報（第48号）編集について
1 / 1 5	閉会中	議会広報（第48号）編集について
1 / 2 1	閉会中	議会広報（第48号）編集について
2 / 2 6	閉会中	議会広報（第49号）編集について
3 / 2 0	会期中	議会広報（第49号）編集について
4 / 2	閉会中	議会広報（第49号）編集について
4 / 1 0	閉会中	議会広報（第49号）編集について
4 / 1 7	閉会中	議会広報（第49号）編集について
5 / 2 9	閉会中	議会広報（第50号）編集について
6 / 2 0	会期中	議会広報（第50号）編集について
7 / 5	閉会中	議会広報（第50号）編集について
7 / 1 6	閉会中	議会広報（第50号）編集について
7 / 2 2	閉会中	議会広報（第50号）編集について
8 / 2 9	閉会中	議会広報（第51号）編集について
9 / 2 4	会期中	議会広報（第51号）編集について
1 0 / 4	閉会中	議会広報（第51号）編集について
1 0 / 1 1	閉会中	議会広報（第51号）編集について
1 0 / 1 8	閉会中	議会広報（第51号）編集について
1 1 / 2 7	閉会中	議会広報（第52号）編集について
1 2 / 1 8	会期中	議会広報（第52号）編集について

議会報告会実行委員会

月 日		内 容
2 / 1 4	閉会中	第17回議会報告会の検証について 第18回議会報告会について
3 / 7	会期中	第18回議会報告会について
5 / 2 4	閉会中	第18回議会報告会のまとめについて アンケートの結果について
5 / 2 9	閉会中	第18回議会報告会のまとめについて 質問用紙への回答について
7 / 2 9	閉会中	第18回議会報告会の公表について 第19回議会報告会の日程及び開催方法について

10 / 3	閉会中	第19回議会報告会の開催について
10 / 16	閉会中	第19回議会報告会の開催について
10 / 29	閉会中	第19回議会報告会の開催について
11 / 19	閉会中	第19回議会報告会のまとめについて アンケートの結果等について

※議会報告会（実績）

月	日	
5	/ 8	第18回議会報告会（東条地域）
5	/ 9	第18回議会報告会（滝野地域）
5	/ 10	第18回議会報告会（社地域）
11	/ 7	第19回議会報告会（東条地域）
11	/ 8	第19回議会報告会（滝野地域）
11	/ 9	第19回議会報告会（社地域）

17 その他

（1）平成31年度当初予算審査の方法

- ・予算特別委員会で審査（15人）

（2）平成30年度決算審査の方法

- ・決算特別委員会で審査（14人）

（3）会議録

- ・会議システム及びICレコーダーによる全文記録
- ・民間業者委託（印刷製本含む）による反訳
- ・議員、理事者に配布

（4）広報活動

- ・議会広報の発刊
- ・市議会のホームページに、本会議・常任委員会等日程のお知らせ、議案・一般質問通告書・委員会資料の掲載、会議録の掲載、議会だよりの掲載、本会議インターネット生放送、本会議・常任委員会のインターネット録画放送
- ・CATVによる、本会議の生放送と録画放送、一般質問通告一覧表の文字放送

（5）役員任期

- ・申し合わせにより2年（ただし、議会広報委員及び議会報告会実行委員は1年とする）

（6）議会事務局

- ・事務局長、次長、係長、書記

18 議会関係諸規定（令和2年5月現在）

(定 数)	・ 社町、滝野町及び東条町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書	・P26
	・ 加東市議会議員定数条例	・P26
(会 議)	・ 加東市議会基本条例	・P27
	・ 加東市議会と市民との意見交換会実施要綱	・P31
	・ 加東市議会議会報告会実行委員会規程	・P33
	・ 加東市議会議会報告会実施要綱	・P34
	・ 加東市議会定例会条例	・P35
	・ 加東市議会定例会規則	・P35
	・ 加東市議会の議決すべき事件に関する条例	・P36
	・ 加東市議会委員会条例	・P37
	・ 加東市議会投票用紙規程	・P41
	・ 加東市議会会議規則	・P42
	・ 加東市議会全員協議会規程	・P54
	・ 加東市議会運営基準	・P55
	・ 加東市議会傍聴規則	・P69
	・ 加東市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱	・P71
	・ 加東市議会議員記章規程	・P72
	・ 加東市議会広報の発行に関する規程	・P73
	・ 加東市議会広報の編集に関する内規	・P74
	・ 加東市議会自由討議実施要綱	・P75
	・ 加東市議会政策討論会実施要綱	・P76
	・ 加東市議会会派規定	・P78
	・ 加東市議会における情報通信機器の使用基準	・P83
(事務局)	・ 加東市議会事務局設置条例	・P84
	・ 加東市議会事務局処務規程	・P85
	・ 加東市（議会）情報公開条例施行規程	・P89
	・ 加東市（議会）個人情報保護条例施行規程	・P89
(その他)	・ 加東市議会議長交際費支出基準	・P90
	・ 加東市議会議員互助会規約	・P92
	・ 加東市議会議員互助会慶弔規程	・P94

社町、滝野町及び東条町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議書

平成18年3月20日から社町、滝野町及び東条町を廃し、その区域をもって、新たに「加東市」を設置することに伴う、「加東市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

「加東市」の議会の議員の定数は、20人とする。
平成17年2月3日

社 町 長 小東慎介
滝野町長 山本廣一
東条町長 小池 敏

加東市議会議員定数条例（平成21年6月26日加東市条例第28号）

加東市議会議員定数条例を次のように定める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、加東市議会議員の定数を16人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

附 則（平成22年12月24日条例第28号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

加東市議会基本条例（平成30年9月26日加東市条例第42号）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条—第11条）

第4章 議会と市長等との関係（第12条—第16条）

第5章 自由討議の保障（第17条・第18条）

第6章 委員会の活動（第19条）

第7章 議会及び議会事務局体制の整備（第20条—第23条）

第8章 広報広聴活動（第24条）

第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第25条—第27条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第28条・第29条）

附則

加東市議会は、加東市民によって選出された加東市議会議員により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の下、市民の負託に応え、加東市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。

地方分権時代を迎え、自治体の自己決定及び自己責任の範囲が拡大しており、議会は討議を通じ、その責務である監視機能及び政策立案機能を強化し充実させることが求められている。また、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた信頼される議会をつくる必要がある。

これらの実現を目指し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、公正性及び透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長その他の執行機関との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、市民に身近な議会とするとともに、議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者又は市内に事業所を置く事業者若しくは市内で活動する団体をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。
- (3) 本会議等 法に定める会議、法第109条に基づく委員会又は加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）に基づく協議等の場をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の役割）

第3条 議会は、議事機関として、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議決により市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 市政に関する調査研究を通じて、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案を行うこと。
- (4) 意見書の提出、決議等により、国等への意見表明を行うこと。
- (5) 議会活動で明らかになった市政の課題及び審議等の内容について、市民に説明を行うこと。

（議会の活動原則）

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会活動の公平性及び透明性を確保すること。

- (2) 市政全般についての市民の意見を的確に把握するとともに、政策立案及び政策提案を行うことにより、市民とともにまちづくりの活動に取り組むこと。
- (3) 市民に開かれた議会を目指し、議会活動について積極的に情報提供を行うこと。
- (4) 闊達な討議の下に議会運営を行うこと。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をする。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指し、積極的に政策立案及び政策提案を行うとともに、必要に応じて条例提案を行うよう努めること。

(議長及び副議長)

第6条 議長は、議会を公平、公正及び中立の立場で運営しなければならない。

- 2 副議長は、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。
- 3 議長及び副議長の選出に当たって、所信の表明を希望する議員に対しては、その機会を与えるものとする。
- 4 議長は、法第101条第2項の規定に基づく議会招集請求権を必要に応じて行使するよう努めるものとする。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、政策集団としての会派を結成することができる。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第8条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議等を原則公開し、市民に対して開かれた運営を行う。
- 3 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案及び政策提案に活用するものとする。
- 4 議会は、請願（会議規則第95条の規定に基づき請願書の例により処理することとした陳情書の類を含む。）については、原則として政策提案と位置づけ、その審議においては、請願者（請願書の例により処理する陳情書にあつては陳情者）の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。
- 5 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価がなされるよう情報の提供に努めるものとする。

(議会報告会)

第9条 議会は、市民への報告及び市民との意見交換の場として、少なくとも年1回議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

(市民との意見交換会)

第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する会議（以下「意見交換会」という。）を設置するものとする。

- 2 意見交換会に関することは、別に定める。

(議決責任等)

第11条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、団体又は機関としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

- 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第12条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行うとともに、本会議等における審議においては、議会と市長等は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

る。

- (1) 議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめるものとする。
- (2) 本会議等における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (3) 本会議等における質疑応答は、一問一答の方式で行うことができる。
- (4) 本会議等に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。
- (5) 本会議等に出席を要請された市長等は、議員修正案又は議員提出議案に対して議長又は委員長の許可を得て、意見を述べるることができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案にいたるまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算における政策説明)

第14条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(監視及び評価)

第15条 議会は、市長等の事務の執行について、監視する責務を有する。

- 2 議会は、本会議等における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(任意的議決事件)

第16条 市政全般にわたる重要な計画等について、議会と市長等がともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとするため、法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加することができる。

- 2 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、別に条例で定める。

第5章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議等において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。
- 3 自由討議に関することは、別に定める。

(政策討論会)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議員間の共通認識及び合意形成を図るとともに政策立案及び政策提案を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

- 2 政策討論会に関することは、別に定める。

第6章 委員会の活動

(委員会の運営)

第19条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、専門性及び特性を活かした積極的な委員会運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、委員間の討議を通じ、積極的な政策立案及び政策提案に努めるものとする。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第7章 議会及び議会事務局体制の整備

(専門的知見の活用)

第20条 議会は、法第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、その専門的識見、政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(議員研修)

第21条 議会は、議員の審議能力、政策形成能力及び政策立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

(議会事務局の充実)

第22条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制機能の充実に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第23条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第8章 広報広聴活動

第24条 議会は、議会活動に係る情報を市民に提供するため、議会広報を発行するものとする。

2 議会は、加東ケーブルビジョンの自主放送番組を活用した議会中継に取り組むとともに、インターネット等情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用した広報活動に努めるものとする。

3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講ずるよう努めなければならない。

第9章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(政治倫理の確立)

第25条 議員は、市民の代表として品位を損なう行為及びその地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

2 議員は、その責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

(議員定数)

第26条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、市民の意向を把握するとともに、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するものとする。

(議員報酬)

第27条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たっては、市民の意向を把握するとともに、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に考慮するものとする。

第10章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第28条 この条例は、議会における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会に係る他の条例、規則、告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第29条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価、検証及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

加東市議会と市民との意見交換会実施要綱（平成24年1月24日加東市議会告示第1号）

（趣旨）

第1条 この告示は、加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）第8条第3項及び第10条第1項の規定に基づき実施する市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（開催等）

第2条 意見交換会の開催を希望する市民、市民団体、NPO等（以下「市民等」という。）は、加東市議会と市民との意見交換会申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を議長に提出する。

2 常任委員会が意見交換会の開催を希望する場合は、委員長名で議長に申込書を提出する。

3 前2項の規定による申込書の提出があった場合は、議長が開催の可否を決定する。この場合において、加東市議会と市民との意見交換会として開催することが適切でないと判断できる場合は、開催しないことができる。

4 議長の判断により、意見交換会を開催しなかった場合は、全員協議会でその旨を報告する。

5 意見交換会への出席議員は、議長及び両常任委員会委員長で決定する。

（開催時期等）

第3条 会場及び開催日時は、市民等と協議し決定する。

（議題）

第4条 意見交換会の議題は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 市政に関すること。
- (2) 市議会に関すること。
- (3) その他重要と思われる事項

（役割分担）

第5条 意見交換会における役割分担は、司会者及び記録者2人とする。

2 司会者及び記録者は出席議員で協議し決定する。

（記録）

第6条 意見交換会の記録は、記録者において要点記録する。

（次第）

第7条 意見交換会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

次第

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) 意見交換
- (4) 閉会あいさつ

（資料）

第8条 意見交換会での資料は、事前に出席議員が作成する。

2 市民等が資料を配布する場合は、市民等において資料を準備する。

（報告書の作成等）

第9条 意見交換会の内容は、意見交換会終了後、記録者が取りまとめ、議長に文書によって報告する。

2 市政に対する要望・提言等で重要なものは、議長が取りまとめ、市長に文書で報告する。

（結果の公表）

第10条 前条の報告書は市議会ホームページに掲載するほか、概要を議会だより等で公表する。

附 則

この告示は、平成24年1月24日から施行する。

附 則（平成29年11月1日議会告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月26日議会告示第1号）

この告示は、平成30年9月26日から施行する。

別記様式（第2条関係）

加東市議会と市民との意見交換会申込書

年 月 日

加東市議会議長 様

申込者住所

氏名又は名称

印

電話番号 () —

メールアドレス

※団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び代表者名を記入してください。

下記のとおり、加東市議会と市民との意見交換会実施要綱第2条第2項の規定により、市民との意見交換会を申し込みます。

記

1 会議の議題

2 希望日時	第1希望	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
	第2希望	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
	第3希望	年 月 日 ()	時 分 ~	時 分
	その他	いつでも ・ 毎週	曜日	時頃~

3 参加予定人数

なお、事前資料がある場合は、添付をお願いします。

加東市議会議会報告会実行委員会規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第3号）

（設置）

第1条 加東市議会基本条例（平成30年加東市条例第42号）第9条に規定する議会報告会（以下「報告会」という。）を実施するため、加東市議会議会報告会実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の所管事項）

第2条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- （1） 報告会の実施に関する事項
- （2） 報告会実施後のまとめに関する事項

（委員の定数）

第3条 委員会の委員の定数は9人以内とし、議長が選任する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、副議長が就任する。

3 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員の互選により選出し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月26日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成27年11月25日議会訓令第1号）

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日議会訓令第8号）

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

加東市議会議会報告会実施要綱（平成29年7月31日加東市議会訓令第2号）

（目的）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例第9条第1項の規定に基づき実施する加東市議会議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（開催）

第2条 報告会は年2回、中学校区単位で開催する。

2 前項の規定に関わらず、加東市議会議会報告会実行委員会（以下「実行委員会」という）の決定により随時開催できる。

（報告内容）

第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）議会の活動状況
- （2）予算等の審議状況
- （3）その他重要と思われる事項

（構成）

第4条 報告会は、全議員で実施する。

（報告会の役割）

第5条 報告会における責任者、司会進行、報告者、記録者は、会場ごとに実行委員会において協議し、調整する。なお、答弁は、全員で行うものとする。

（会場等）

第6条 報告会の会場は、実行委員会において協議し決定する。

（記録）

第7条 報告会の記録は、記録者において要点記録する。

（報告会）

第8条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- （1）開会あいさつ
- （2）議会報告
- （3）質疑応答
- （4）意見・提言等
- （5）閉会あいさつ

（資料）

第9条 報告会での配布資料は共通資料とする。

（成果・効果等）

第10条 報告会の成果・効果等の報告は、報告会終了後、実行委員会委員長が議長に文書による報告書を提出するものとする。

2 前項の報告書は、市議会ホームページに掲載するものとする。

3 市行政に対する要望・提言等で重要なものは、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

附 則（平成30年9月26日加東市議会訓令第7号）

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

加東市議会定例会条例（平成18年3月20日加東市条例第4号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、加東市議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。
（平成18年の加東市議会の定例会の回数の特例）
- 2 本則の規定にかかわらず、平成18年の加東市議会の定例会の回数は、3回とする。

加東市議会定例会規則（平成18年3月20日加東市規則第1号）

加東市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に開催する。ただし、やむを得ない事由があるときは、変更することができる。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

加東市議会の議決すべき事件に関する条例（平成２７年８月１８日加東市条例第２８号）

（趣旨）

第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（議決事件）

第２条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- （１） 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、変更し、又は廃止すること。
- （２） 都市計画マスタープランを策定し、変更し、又は廃止すること。
- （３） 定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は当該協定の廃止を求める旨を通告すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年９月２６日条例第４４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月７日条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

加東市議会委員会条例（平成18年4月7日加東市条例第188号）

目次

- 第1章 通則（第1条—第13条）
- 第2章 会議及び規律（第14条—第21条）
- 第3章 公聴会（第22条—第27条）
- 第4章 参考人（第28条）
- 第5章 記録（第29条）
- 第6章 補則（第30条）

附則

第1章 通則

（常任委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1）総務文教常任委員会 8人

秘書室の所管に関する事項
まちづくり政策部の所管に関する事項
総務財政部の所管に関する事項
市民協働部の所管に関する事項
会計課の所管に関する事項
教育委員会事務局教育振興部の所管に関する事項
教育委員会事務局こども未来部の所管に関する事項
選挙管理委員会の所管に関する事項
監査委員の所管に関する事項
公平委員会の所管に関する事項
固定資産評価審査委員会の所管に関する事項
その他の常任委員会に属さない事項

（2）産業厚生常任委員会 8人

健康福祉部の所管に関する事項
産業振興部の所管に関する事項
都市整備部の所管に関する事項
上下水道部の所管に関する事項
病院事業部の所管に関する事項
農業委員会の所管に関する事項

（常任委員の任期）

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（常任委員の任期の起算）

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（議会運営委員会の設置）

第5条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人以内とする。

3 前項の委員の任期については、前2条の規定を準用する。

（特別委員会の設置）

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、8人とする。

(委員の選任)

第8条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長の職にある者にあつては、この限りではない。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

4 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

5 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日以内に行うことができる。

6 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

7 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第2章 会議及び規律

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第18条 委員会は、議員のほか、傍聴を希望する者が傍聴することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める場合において、委員会はその議決で傍聴を希望する者の傍聴を認めないことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、加東市議会会議規則(平成18年加東市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 参考人

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条から前条までの規定を準用する。

第5章 記録

(記録)

第29条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第6章 補則

(会議規則との関係)

第30条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成18年4月7日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日条例第224号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月25日条例第230号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月25日条例第26号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月6日条例第17号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月7日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月26日条例第40号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月1日条例第22号)

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日条例第19号)

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月27日条例第188号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

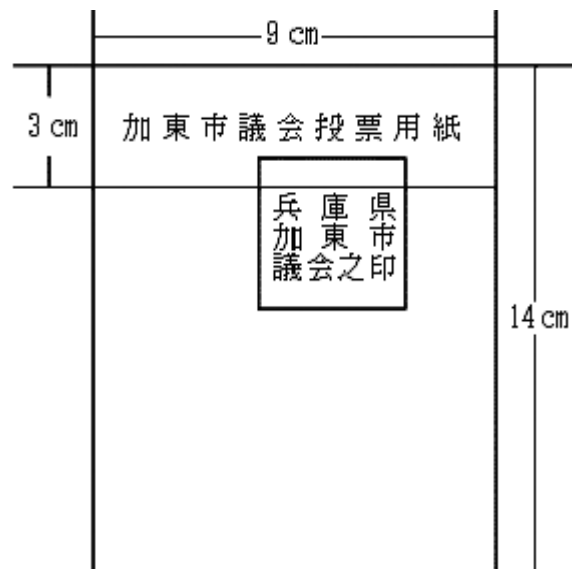
2 この条例の施行の際現に改正前の加東市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)第2条各号に掲げる常任委員会の委員である者は、それぞれ、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の加東市議会委員会条例(以下「新条例」という。)第2条各号に掲げる常任委員会の委員に

選任されたものとみなす。

- 3 前項の規定により選任されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項の規定に関わらず、施行日における旧条例第3条第1項により選任された委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第2条各号に掲げる常任委員会において議会の閉会中に継続して調査を行う事件として付託されている事件は、施行日に、新条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

加東市議会投票用紙規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第1号）

加東市議会における投票用紙の様式を次のとおり定める。



附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

加東市議会会議規則（平成18年4月7日加東市議会規則第1号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第13条）
- 第2章 議案及び動議（第14条—第20条）
- 第3章 議事日程（第21条—第25条）
- 第4章 選挙（第26条—第35条）
- 第5章 議事（第36条—第49条）
- 第6章 発言（第50条—第64条）
- 第7章 委員会（第65条—第77条）
- 第8章 表決（第78条—第88条）
- 第9章 請願（第89条—第95条）
- 第10章 秘密会（第96条・第97条）
- 第11章 辞職及び資格の決定（第98条—第101条）
- 第12章 規律（第102条—第109条）
- 第13章 懲罰（第110条—第116条）
- 第14章 公聴会（第117条—第122条）
- 第15章 参考人（第123条）
- 第16章 会議録（第124条—第127条）
- 第17章 協議又は調整を行うための場（第128条）
- 第18章 議員の派遣（第129条）
- 第19章 補則（第130条）

附則

第1章 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

（宿所又は連絡所の届出）

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（議席）

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第9条 会議時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に文書又は口頭をもって行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。

2 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 法第115条の3の規定によるものを除くほか、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。

2 修正の動議は、その案を備え、所定の発議者全員が連署して、議長に提出しなければならない。

(秘密会の動議)

第18条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第19条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第20条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第21条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第22条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第23条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

- 2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第24条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第25条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

- 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第26条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第27条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることはできない。

(議場の出入口閉鎖)

第28条 投票による選挙を行うときは、議長は、第26条の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第29条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

- 2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第30条 議員は、議長の指示に従って順次投票する。

(投票の終了)

第31条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第32条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。

- 3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第33条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第34条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第35条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期の間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第36条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第37条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第38条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第39条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第40条 委員会に付託した事件は、第77条の規定による報告書の提出を待って議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第41条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

2 第76条第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 前2項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第42条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わったときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第43条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第44条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第45条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査及び調査の期限)

第46条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第40条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第47条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て中間報告をすることができる。

(再審査及び再調査のための付託)

第48条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第49条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合、その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第51条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第52条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第55条 一問一答方式を採用しない場合の質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第57条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第59条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第60条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方

法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第61条 議員は、市の一般事務について議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

3 質問の順序は、議長が定める。

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又は質問の順序に当たっても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第63条 質問については、第55条及び第59条第1項の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第64条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第7章 委員会

(議長への通知)

第65条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第66条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第67条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第68条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員の議案修正)

第69条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第70条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第71条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第72条 委員会は、法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第73条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第74条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第75条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第76条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第77条 委員会は、事件の審査又は調査を終えたときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第8章 表決

(表決問題の宣告)

第78条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第79条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることはできない。

(条件の禁止)

第80条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第81条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第82条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員3人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票及び無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第83条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票しなければならない。

(無記名投票)

第84条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第85条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第28条から第32条まで、第33条第1項、第34条及び第35条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第86条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第87条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるとき

は、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第88条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第9章 請願

(請願書の記載事項等)

第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第90条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第91条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第92条 議長は、第39条第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第93条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第94条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
- (2) 不採択とすべきもの
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
- 3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第95条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第10章 秘密会

(指定者以外の退場)

第96条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の

外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第97条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第11章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第98条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表の提出があったときは、その旨議会に報告し、討論を用いずに会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第99条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第100条 法第127条第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第101条 前条の要求については、議会は、第39条第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない決定をすることができない。

第12章 規律

(品位の尊重)

第102条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第103条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ及びかさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

2 議員、市長等（市長その他の執行機関及びその補助職員をいう。）及び議長が会議に出席を要請した者は、議場又は委員会室に電子的にデータを処理する機能を持つ機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パーソナルコンピュータ、カメラ、ICレコーダー及びビデオカメラ等をいう。以下「情報通信機器」という。）を持ち込むことができる。

(議事妨害の禁止)

第104条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第105条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第106条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第107条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

2 第103条第2項の規定により持ち込んだ情報通信機器は、別に定める加東市議会における情報通信機器の使用基準に基づき使用できるものとする。

(許可のない登壇の禁止)

第108条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第109条 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第110条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第97条第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第111条 懲罰については、議会は、第39条第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

(代理弁明)

第112条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第113条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第114条 出席停止は、10日を超えることができない。ただし、数回の懲罰事犯が併発した場合、又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第115条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第116条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第14章 公聴会

(公聴会開催の手続)

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申し出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条から前条までの規定を準用する。

第16章 会議録

(会議録の記載事項)

第124条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) 前各号に掲げるもののほか、議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第125条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第126条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第127条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第17章 協議又は調整を行うための場

第128条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、協議等の場の名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18章 議員の派遣

(議員の派遣)

第129条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第19章 補則

(会議規則の疑義)

第130条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、

会議に諮って決める。

附 則

この規則は、平成18年4月7日から施行する。

附 則（平成18年9月28日加東市議会規則第3号）

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成18年12月25日加東市議会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月4日加東市議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日加東市議会規則第1号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成29年6月7日加東市議会規則第1号）

この規則は、平成29年6月16日から施行する。

別表（128条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議員間の協議若しくは調整又は執行機関からの説明若しくは報告	全 議 員	議 長
議会広報委員会	議会広報紙の発行に関する協議又は調査研究	議 会 広 報 委員会委員	委員長
議会報告会 実行委員会	議会報告会の実施に関する協議又は調整	議会報告会実 行委員会委員	委員長

加東市議会全員協議会規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第1号）

（趣旨）

第1条 この規程は、加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号）別表に規定する全員協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

（構成員）

第2条 全員協議会は、議員全員をもって構成する。

（会議）

第3条 議長は、議会の運営、市政の課題等について協議又は調整を図るため、執行機関からの説明及び報告並びに議員間の討議を行う必要があると認めるときは、全員協議会を開催し、これを主宰する。

ただし、一般選挙後の議会構成の前については、事務局長が開催するものとする。

2 前項ただし書の会議の進行は、当選回数最多的議員のうちの年長者が務めるものとする。

3 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

4 全員協議会は、議員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（所管事項）

第4条 全員協議会における所管事項は、おおむね次のとおりとする。

（1）一般選挙後の初議会の運営等に関すること。

（2）議会に関する諸規程の制定及び改廃。

（3）一部事務組合議会に関する報告。

（4）市政の重要課題及び議案に関する執行機関等からの説明及び報告。

（5）その他議長が必要と認める事項。

（議員以外の者の出席）

第5条 議長が必要と認める場合は、議員以外の者の出席を求めることができる。

（公開）

第6条 全員協議会は、公開とする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

（傍聴）

第7条 全員協議会の傍聴の取り扱いは、加東市議会傍聴規則（平成18年加東市議会規則第2号）に準ずるものとする。

（記録）

第8条 議長は、職員をして会議の議事、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させるものとする。ただし、会議に付議される事件に関する説明の部分はこれを省略することができる。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

加東市議会運営基準

第1章 総則

第1節 議会の呼称

- 1 議会の呼称は、会期ごとに順次回数を追って定例会、臨時会を通算し、第〇回加東市議会（定例会・臨時会）とし、暦年更新はしない。

（参照条文 法102）

第2節 議会の招集

- 2 議員の一般選挙があったときは、任期起算日からおおむね15日以内に議会構成のための初議会が招集されるのが通例である。

（参照条文 法103、委8）

- 3 市長が議会を招集しようとするときは、あらかじめ議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）と協議し、招集告示をしたときは、その写しを添えて議長（事務局長）に通知される。

（参照条文 法101、102）

- 4 議長（一般選挙後に招集される議会においては事務局長）は、市長から議会招集の通知を受理したときは、その旨を議員に通知する。

（参照条文 法101）

第3節 告示依頼

- 5 臨時会において、議員の発議する事件、請願（陳情）及び継続審査中の事件を付議するときは、議長から市長に対し、告示を依頼する。ただし、急施を要する事件があるときは、この限りでない。なお、一般選挙後に招集される議会においては、議長、副議長の選挙並びに議会運営委員及び常任委員の選任等も依頼する。

（参照条文 法102）

第4節 参集

- 6 応招及び出席の通告は、事務局にその旨報告をする。

（参照条文 規1）

- 7 議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届をあらかじめ議長に提出する。ただし、開議時刻までに提出ができない場合は、電話等で届け出る。

（参照条文 規2）

- 8 議員が会議に遅参又は会議を早退するときは、議長に届け出る。また、会期中、閉会中を問わず、議会外の用務のため5日間以上市を離れるときも、議長に届け出る。

第5節 議席

- 9 一般選挙後に招集される議会における仮議席は、開議前におおむね当選回数及び年齢順で定めたとおりとし、臨時議長が指定する。

（参照条文 規4）

- 10 議席は、一般選挙後に招集される議会において、議長が指定する。

（参照条文 規4）

- 11 議席は、原則として任期中変更しない。ただし、補欠選挙等により新たに議席の指定が生じたときは、議長は議会運営委員会に諮り議席を変更することができる。

（参照条文 規4）

第6節 会期

- 12 会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。

（参照条文 法102、規5）

- 13 会期の延長は、会期最終日に議決する。

会期の延長を議決したときは、議決時不在の議員に通知する。

（参照条文 法102、規6）

- 14 会期及び会期の延長は、期間及び日数を議決する。

（参照条文 法102、規5、6）

第7節 議会の開閉

- 15 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会期の終了により閉会となる。

(参照条文 法102、規8)

第8節 会議時間

- 16 会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告する。ただし、招集日の会議時間の変更は、あらかじめその旨を議員に通知する。

会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告することができる。

(参照条文 規9)

- 17 会議の開議は午前9時30分を通例とする。

(参照条文 規9)

- 18 会議の開始は、開議定刻10分前に放送し、開議定刻に本鈴を鳴らす。

会議に出席した議員は、氏名標を立て、会議が終わったときは倒して退場する。

(参照条文 規4、9)

第9節 休会

- 19 休会の議決をするときは、あらかじめ議会運営委員会で協議の上、議長が会議に諮って決める。休会中の休日は、これを休会日数に算入する。

休会を議決したときは、議決時に不在の議員に通知する。

(参照条文 規10)

第2章 議案及び動議

第1節 議案等の提出

- 20 議員提出議案は、暦年ごとに次の各号の種別により一連番号を付ける。

- | | |
|--------------|-----------|
| (1) 意見書案 | 意見書案第〇号 |
| (2) 決議案 | 決議案第〇号 |
| (3) 市長、議員の辞職 | 同意案第〇号 |
| (4) 上記以外の議案 | 議員提出第〇号議案 |

(参照条文 法112、規14)

- 21 市長提出議案及び諮問等は、暦年ごとに、第〇号議案及び議会諮問第〇号等と、その種別により一連番号を付ける。

- 22 市長から提出される議案等の写しは、その必要部数を印刷し、議会運営委員会開催日までに議長に送付される。

(参照条文 法149)

- 23 議長は、議案等の写しを議会運営委員会の議を経て、速やかに議員に配付するよう努める。

- 24 議長は、同一趣旨の意見書案、決議案等が同時に提出されたときは、議会運営委員会に諮って調整する。

(参照条文 規14)

- 25 議会推薦の農業委員は、議長が会議に諮って推薦の議決をする。

(参照条文 農業委員会等に関する法律12、15、17)

第2節 動議の提出

- 26 動議は、修正の動議、秘密会の動議及び懲罰動議を除くほか、原則として会議の進行に伴って何時でも、口頭で発議することができるが、重要なものや複雑なものは、あらかじめ議長に申し出る。
(参照条文 規16、17、18、110)

- 27 事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等法令に反する動議は、議長はこれを取りあげることができない。

(参照条文 規16)

- 28 動議の発言要求は、「議長〇番、動議」と告げる。

動議の賛成者は、賛成とその意思を明確に表明する。

- 29 議長の宣告に対する異議は、法律又は会議規則に規定するもの以外は、申し立てできない。

(参照条文 法114、118、規9、19、37、56、81、87、88、130)

第3節 修正案の提出

- 30 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを議員に配付する。

(参照条文 法115の3、規17)

第4節 議案等の撤回及び訂正

- 31 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、提出者は議長に対し文書により請求する。

(参照条文 規20)

- 32 会議に提出された議案等の誤植訂正をするときは、正誤表を議員に配付する。

ただし、極めて簡易な訂正の場合は、口頭で行い、正誤表の配付を省略することができる。

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成及び配付

- 33 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

(参照条文 規21)

- (1) 議席の指定及び変更

(参照条文 規4)

- (2) 会議録署名議員の指名

(参照条文 規127)

- (3) 会期の決定及び延長

(参照条文 規5、6)

- (4) 諸般の報告

- (5) 行政報告

- (6) 議長及び副議長の選挙並びに辞職

(参照条文 法103、108、規98)

- (7) 仮議長の選挙

(参照条文 法106)

- (8) 議員の辞職

(参照条文 法126、規99)

- (9) 常任委員の選任、所属変更及び辞任

(参照条文 委8)

- (10) 議会運営委員の選任及び辞任

(参照条文 委8、13)

- (11) 一般質問

(参照条文 規61)

- (12) 議案等

- (13) 事件の撤回及び訂正

(参照条文 規20)

- (14) 委員会報告書が提出された議案等

(参照条文 規40)

- (15) 委員会の閉会中の継続審査又は調査

(参照条文 規75)

- (16) 委員会の審査又は調査の期限

(参照条文 規46)

- (17) 委員会の中間報告

(参照条文 規47)

- (18) 特別委員会の設置

(参照条文 法109、委6)

(19) 特別委員の選任及び辞任

(参照条文 委8、13)

34 議事日程は、1議案1日程として作成し、1日ごとに順次番号をつける。ただし、一括議題とするときは、上程議案をまとめて1日程とする。

(参照条文 規21)

35 議事日程の作成は、議長が議会運営委員会の報告等を受けて作成する。ただし、一般選挙後の最初の会議においては、臨時議長が議長選挙までの議事日程を作成する。

一般選挙後最初の会議の議事日程は、おおむね次のとおりとする。

(参照条文 規21)

(1) 臨時議長が作成する議事日程

① 仮議席の指定 (参照条文 規4)

② 議長選挙 (参照条文 法103)

(2) 議長が作成する追加議事日程

① 議席の指定 (参照条文 規4)

② 会議録署名議員の指名 (参照条文 規127)

③ 会期の決定 (参照条文 規5)

④ 副議長選挙 (参照条文 法103)

⑤ 常任委員の選任 (参照条文 委8)

⑥ 議会運営委員の選任 (参照条文 委8)

⑦ 一部事務組合の議会議員の選挙 (参照条文 法118)

⑧ 監査委員の選任同意 (参照条文 法196)

36 議事日程は、おそくとも当日の開議までに議員に配付する。

(参照条文 規21)

37 議事が終わらなかったため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して翌日(次の会議日)の議事日程に記載する。

(参照条文 規24)

第2節 日程の追加

38 日程の順序変更は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いなくて会議に諮って行う。

(参照条文 規22)

39 会議を開いた後、新たな事件が提出されたときは、議長の発議により、討論を用いなくて会議に諮って日程に追加する。

議員から新たな事件を追加する動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って日程に追加する。

(参照条文 規22)

40 新たな事件を日程に追加し、その順序を変更して直ちに議題とする必要がある場合は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いなくて会議に諮って行う。

(参照条文 規22)

41 日程の追加を要する事件が提出され、その日程追加が否決されたときは、議長は、後日の議事日程に記載し、議題とする。

42 日程の追加を要する事件が、会期の最終日に提出され、その日程追加が否決されたときは、その事件は会期の終了により審議未了(廃案)となる。

第4章 選挙

第1節 選挙の方法

43 選挙の方法は、投票を原則とする。ただし、指名推選によることもできる。

(参照条文 法118)

44 投票をもってする選挙(又は表決)は、日を単位として行い、2日間にわたって行うことはできない。この場合は、翌日改めて投票を行う。

45 指名推選の方法により選挙を行うときは、議長発議又は議員の動議により、会議に諮って、異

議がなければ、次の方法による。

(参照条文 法 1 1 8)

(1) 議長指名による場合

議長発議又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合

議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

第2節 投票及び開票

4 6 投票に当たっては、事務局長（職員）に点呼させる。

(参照条文 規 3 0)

4 7 議員は、点呼に応じ、順次登壇して投票し、議席に復する。ただし、議長は、点呼の最後に議長席において投票する。

(参照条文 規 3 0)

4 8 立会人は、議席順を原則として議長が選挙宣告の次に順次指名する。

(参照条文 規 3 2)

4 9 得票数が同数の場合のくじはくじ棒で行い、くじを引く順番を決めるくじで、数の小さい方が、当選人を決めるくじを先に引き、当選人を決めるくじで、数の小さい方を当選人とする。

(参照条文 法 1 1 8、公職選挙法 9 5)

第3節 選挙の結果

5 0 投票の効力に関し異議がある場合は、次の議事に入る前までに申し出る。

(参照条文 法 1 1 8)

5 1 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭により行う。

(参照条文 規 3 3)

5 2 議会における選挙により当選した議長及び副議長は、当選の告知を受けた後、登壇して就任のあいさつを行う。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。

(参照条文 規 3 3)

5 3 当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行い、当選人から当選承諾書の提出を求める。

(参照条文 規 3 3)

5 4 選挙関係の書類は、議会事務局でこれを保管する。

(参照条文 規 3 5)

第5章 議事

第1節 説明員

5 5 議場における説明員の出席要求は、あらかじめ文書により、議長から市長又は行政委員会の長などに対して行う。ただし、緊急の場合は口頭により行う。

(参照条文 法 1 2 1)

5 6 説明のための議場出席者の範囲は、市長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は囑託を受けた課長職以上の者とする。

(参照条文 法 1 2 1)

第2節 諸般の報告

5 7 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行う。

〔報告事項例示〕

(1) 議員の異動

(2) 閉会中の副議長、議員の辞職許可

(参照条文 規 9 8、9 9)

(3) 委員長、副委員長の選任及び辞任

(4) 閉会中の委員の選任、所属変更及び辞任

- (参照条文 委8、13)
- (5) 議案等の受理及び撤回
(参照条文 法149、規20)
- (6) 請願、陳情の受理及び付託前の取下げ
- (7) 監査、検査結果
(参照条文 法199、235の2)
- (8) 請願、意見書の処理経過及び結果
(参照条文 法125)
- (9) 議員派遣結果
(参照条文 規129)
- (10) 一部事務組合議会に関する事項
- (11) 開発公社等に関する事項
- (12) 系統議長会関係に関する事項
- (13) 慶弔に関する事項
- (14) 説明員に関する事項
(参照条文 法121)
- (15) その他報告すべき事項

なお、諸般の報告は、開議宣告後議事に入る前に行うのを例とする。

- 58 諸般の報告のうち、議長において必要と認めたものについては、事務局長（職員）に朗読させる。
- 59 法令に基づく報告書等は執行機関において作成し、議員に配付される。
- 60 市長等の行政報告は、議長の諸般の報告の次に行う。
- 61 諸般の報告及び行政報告に対する質疑は、原則として行わない。

第3節 議題及び議案等の説明

- 62 議員又は委員会が提案する議案等で、内容の明確なものについては、朗読をもって趣旨説明を行う。

(参照条文 規14、39)

- 63 決算を議題に供したときは、市長等の説明の後、決算審査意見書について、必要に応じ監査委員に説明を求める。

(参照条文 法149、233)

- 64 市長の行政推進の方針は、当初予算提案時に行う。

第4節 除斥

- 65 議長は、除斥を必要とする場合は、その事件が議題に供されたときに除斥の宣告を行う。

(参照条文 法117)

- 66 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は会議に諮って決定する。本会議に除斥された議員は、その会議を傍聴することは適当ではない。

(参照条文 法117)

第5節 委員会付託

- 67 議長は、常任委員会に付託する事件で所管の委員会が明確でないものは、議会運営委員会に諮問し、あらかじめ調整のうえその所管を決定する。

(参照条文 規39)

- 68 2以上の委員会に関連する議案は、議会運営委員会の協議を経て主たる委員会又は特別委員会に付託する。

(参照条文 規39)

- 69 当初予算、決算については、それぞれ特別委員会を設置して、これに付託する。

(参照条文 規39)

第6節 委員会の中間報告

- 70 委員会は、審査又は調査中の事件について、中間報告をするときは、あらかじめ議長に申し出る。

(参照条文 規47)

第7節 委員長報告

71 委員会報告書及び少数意見報告書は、その写しを議員に配付する。

(参照条文 規76、77)

72 常任委員長の報告は、委員会条例第2条に規定する順序による。

(参照条文 規41)

73 委員長報告の原稿は、原則として委員長が作成する。

(参照条文 規41、77)

74 副委員長が委員長の職務を行った場合は、委員長は委員長報告を副委員長に行わせることができる。

(参照条文 規41)

75 委員長報告の補足発言は、他の発言に優先して許可する。

(参照条文 規41)

76 委員長報告及び少数意見報告を省略するときは、委員会で決定し、議長に申し出る。

(参照条文 規41)

77 委員長報告の中で、付帯決議等の表明があったものについては、必要に応じて、議長の発議又は議員の動議により会議に諮って決定することができる。

第8節 少数意見の報告

78 少数意見の留保があったときは、委員長が委員会報告書に付記して議長に提出する。

(参照条文 規76、77)

79 委員会において2個以上の少数意見が留保されたときは、議長は少数意見報告書の議長への提出順序によって報告の順序を定めて発言を許可する。

(参照条文 規41)

80 少数意見の留保者に事故のあるときは、代理報告は認めない。また、委員長報告の中に少数意見を併せて報告することで、あらかじめ少数意見者の了解を得たときは、会議に諮って少数意見の報告は省略する。

(参照条文 規41)

第6章 発言

第1節 発言及び発言通告

81 執行機関が特に発言しようとするときは、あらかじめ議長に申し出る。

(参照条文 規50)

82 議員の発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行うのが原則であるが、再質問、質疑及び議事進行に関する発言については、議席で起立して発言することができる。

(参照条文 規50)

83 議事進行に関する発言を求めるときは、「議事進行」と呼称し、議長の許可を得る。

(参照条文 規51、57)

84 議事進行に関する発言は、議長は、直ちに許可するが、他の議員の発言中は、その発言が終わるまで許可しない。

(参照条文 規57)

85 質問又は質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものについては、後刻答弁させることができる。

第2節 一般質問

86 一般質問は、会議第2日目に行う。

(参照条文 規61)

87 一般質問の通告は、会議初日の午後5時までにを行う。なお、通告にあたっては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。

(参照条文 規61)

88 一般質問の順序は、原則として通告順による。

(参照条文 規6 1)

8 9 一般質問に対する関連質問は、許可しない。

(参照条文 規6 1)

9 0 議長は、一般質問通告一覧表を作成し議員及び関係者に配付する。

(参照条文 規6 1)

9 1 議長は、議員から通告のあった質問の要旨について、あらかじめ執行機関に通知する。

(参照条文 規6 1)

9 2 質問者は原則として原稿を作成し、それによって発言する。

第3節 緊急質問

9 3 緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長に申し出る。なお、その申出については、質問を行う理由及び内容について記載しなければならない。

(参照条文 規6 2)

9 4 議長は、緊急質問の申出があったときは、その写しを議員及び関係者に配付する。

(参照条文 規6 2)

9 5 緊急質問は、議会の同意を得て日程に追加し、順序を変更して行う。

(参照条文 規2 2, 6 2)

第4節 発言の取消し及び訂正

9 6 会議における議員の発言について、不穏当（不適當）な言辞があったように思われるときは、議長が「不穏当（不適當）な言辞があったように思われますので、後刻記録を調査の上措置します。」と宣告し、記録を調査の上、不穏当（不適當）であると認めた場合は、本人の了解を得て、その部分を取り消す。なお、その発言は、会議録の原本にはそのまま記載する。ただし、配付（閲覧用を含む。）する会議録には、その部分の発言及びそれに関連する発言は掲載しない。

(参照条文 規6 4、1 2 6)

9 7 執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取扱う。

第7章 質疑・討論及び表決

第1節 質疑

9 8 2件以上の事件を一括して議題とした場合でも、一問一答方式を採用しない場合の質疑の回数は、同一議題として会議規則の定める回数とする。

(参照条文 規5 5)

9 9 議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしない。

(参照条文 規4 3)

1 0 0 委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。

(参照条文 規4 3)

第2節 討論

1 0 1 討論は、おおむね次の順序により行い、修正案に対する討論は、原案に対する討論と併せて、これを行う。

(参照条文 規5 2)

(1) 委員会に付託しない場合

① 修正案のない場合＝原案反対者－原案賛成者

② 修正案のある場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者

(2) 委員会に付託した場合

① 報告が可決の場合＝原案反対者－原案賛成者

② 報告が否決の場合＝原案賛成者－原案反対者

③ 報告が修正の場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者

(3) 委員長報告後修正案のある場合＝原案賛成者－原案及び修正案反対者－原案賛成者－修正案賛成者

(4) 委員長報告が可決で少数意見のある場合＝原案賛成者－少数意見賛成者（原案反対者）

(5) 委員長報告が否決で少数意見のある場合＝原案反対者－少数意見賛成者（原案賛成者）

102 討論においては、冒頭に賛否を明らかにしてから、その理由を述べる。

（参照条文 規52）

103 一括議題とした事件に対する討論は、一括して行うことができる。

（参照条文 規37）

104 法及び会議規則に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。

(1) 会期決定の議決

（参照条文 規5）

(2) 会期延長の議決

（参照条文 規6）

(3) 休会の議決

（参照条文 規10）

(4) 休会の日の開議の議決

（参照条文 規10）

(5) 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回の許可

（参照条文 規20）

(6) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決

（参照条文 規45）

(7) 委員会の審査又は調査に対して期限を付ける議決

（参照条文 規46）

(8) 中間報告を求める議決

（参照条文 規47）

(9) 発言取消しの許可

（参照条文 規64）

(10) 請願の特別委員会付託の議決

（参照条文 規92）

(11) 請願の委員会付託省略の議決

（参照条文 規92）

(12) 会議規則の疑義に関する決定

（参照条文 規130）

(13) 議事進行の動議の議決

第3節 表決

105 委員長の報告が可決の場合の表決は、委員長報告のとおり決するかを採決し、委員長の報告が否決の場合は原案について採決する。

（参照条文 規81）

106 委員長報告が修正の場合又は議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。

（参照条文 規88）

107 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。

（参照条文 規88）

(1) 議員のみの修正案で共通部分がない場合

原案に最も遠いものから先に表決をとる。

(2) 議員のみの修正案で共通部分がある場合

まず、共通部分を表決に付するのが通例である。しかし、共通部分が極めて小部分であるときは、各案ごとに表決に付することもある。

(3) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がない場合

議員の修正案から先に表決をとる。

- (4) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通部分がある場合

まず、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付する。

次に、議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付する。

最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。

- 108 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決をするのが原則である。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。

(参照条文 規37、87)

- 109 全員が、異議がないと認められる事件の表決は、簡易表決による。

(参照条文 規87)

第8章 委員会

- 110 常任委員の選任にあたっては、あらかじめ議長が議会運営委員会又は全員協議会において調整のうえ会議に諮って指名する。

(参照条文 委8)

- 111 議長は、委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告する。

(参照条文 委9)

- 112 議長は、常任委員になった後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。

(参照条文 委8)

- 113 常任委員の所属変更は、相互の変更を希望する当該委員が議長に申し出、議長が会議に諮って、その所属を変更する。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

変更を希望する委員会の委員に欠員があるときは、当該委員の申し出のみによって、議長が会議に諮って、その所属を変更する。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

(参照条文 委8)

- 114 議長は、議会運営委員及び特別委員にならないのを原則とする。

- 115 補欠選挙等により新たに当選した議員の常任委員会の所属は、原則として欠員となっている委員会とし、議長が会議に諮って指名する。

(参照条文 委8)

- 116 特別委員会の名称は、審査又は調査若しくは設置の目的を冠して呼称する。

(参照条文 委6)

- 117 特別委員の選任は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。

(参照条文 委6、8)

- 118 特別委員会の委員長及び副委員長の互選は、委員会設置の議決の当日行うのを原則とする。

(参照条文 委6、9)

- 119 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行う。

- 120 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行う。

(参照条文 規71)

- 121 連合審査会の議事は、主たる委員会の委員長が主宰する。

(参照条文 規71)

- 122 連合審査会に付した事件の表決は、主たる委員会において行う。

(参照条文 規71)

- 123 委員会に付託された審査又は調査事件を、閉会中もなお継続して行おうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを議決することもできる。

なお、長期にわたって調査の必要があるときは、調査終了まで閉会中もこれを行う旨の議決をすることもできる。

(参照条文 規75)

第9章 請願（陳情）

- 124 議長は、請願の紹介議員にならないのを原則とする。

また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。

(参照条文 法124)

125 請願者が、請願書を取下げようとする場合は、取下申出書を議長に提出しなければならない。

(参照条文 規20)

126 請願の訂正については、原則としてこれを認めない。

127 請願文書表については、請願書の写しとする。

(参照条文 規91)

128 議長は、原則として会議のための議会運営委員会開催までに受理した請願については、会議初日に上程し、その後会議最終日までに受理した請願については、会議最終日に上程する。この場合、議長は請願を所管の委員会に付託した後、閉会中の継続審査を会議に諮る。

(参照条文 規92)

129 委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは、紹介議員に説明させる。

(参照条文 規93)

130 請願を議決したときは、その結果を請願者に通知する。

131 市長等から、請願の処理経過及び結果の報告書が提出されたときは、議長は、次の会議において議員配付し、報告する。

(参照条文 法125、規94)

132 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは、「みなし採択」又は「みなし不採択」とする。

133 同一会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては、「みなし採択」又は「みなし不採択」として取扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。

134 請願の内容が複数の項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その項目を取りあげて、一部採択として採決することができる。

135 閉会中の継続審査に付された請願について、取下げの申し出があったときは、議長は所管の委員長にこの旨を通知し、次の会議において、許可を求める。

(参照条文 規20)

136 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写し、又は、その要旨を印刷し、議員に配付する。

(参照条文 規95)

第10章 辞職

137 議長、副議長及び議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。

(参照条文 規98、99)

(1) 議長の場合

議事堂に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(2) 副議長の場合

議事堂に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、閉会中又は欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(3) 議員の場合

議員の辞職を許可したときは、直ちに文書でその旨を本人に通知する。

138 議会の許可を得て辞職した議長及び副議長は、その会議においてあいさつをするのを通例とする。

第11章 会議録

139 会議録署名議員は、会期を通じて議席順により議長が指名し、又は、会議日ごとに議席順により議長が指名する。ただし、事故あるときは、次の議席にある者を指名する。

(参照条文 規127)

140 会議において議長の職務を行った臨時議長、仮議長及び副議長は、会議録に署名する。

(参照条文 法123)

141 会議録に、開会前及び閉会後のあいさつも記載する。

142 会議において発言の取消しが許可されたときは、その発言は、配付（閲覧用を含む）する会議録には記載又は記録しない。ただし、会議録の原本にはそのまま記載又は記録する。執行機関等の関連する発言についても、同様である。

(参照条文 規64、126)

143 会議において、議長が取消しを命じた発言でも、会議録の原本にはそのまま記載又は記録する。ただし、配付（閲覧用を含む）する会議録には、その発言は掲載又は記録しない。

(参照条文 法129、規126)

144 会議録は、議員のほかおおむね次の者に配付する。

- (1) 市長、副市長、技監、会計管理者及び部長
- (2) 教育長
- (3) 行政委員会
- (4) 小・中学校及び図書館
- (5) 一部事務組合

第12章 議会運営委員会

145 長から議会招集の申入れがあったときは、速やかに議会運営委員会を開き、執行機関から付議事件の概要について報告を求め、所要の協議を行い、諸般の態勢を整える。

また、議長から諮問があったときは、速やかに会議を開き、諮問事項について協議する。

146 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

1 議会の運営に関する事項

- (1) 会期及び会期延長の取扱い
- (2) 会期中における会議日程
- (3) 議事日程
- (4) 議席の決定及び変更
- (5) 発言の取扱い（発言順序、発言者、発言時間等）
- (6) 議事進行の取扱い
- (7) 説明員の出席の取扱い
- (8) 議会の施設の取扱い（議員控室、委員会室、傍聴席等）
- (9) 議会における選挙の取扱い
- (10) 一般質問の取扱い
- (11) 緊急質問の取扱い
- (12) 特別委員会設置の取扱い
- (13) 委員会の構成の取扱い
- (14) 委員会の閉会中の継続審査（又は調査）の取扱い
- (15) 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い
- (16) 休会の取扱い
- (17) 議会内の秩序の取扱い
- (18) 議案の取扱い
- (19) 動議の取扱い（修正動議を含む）
- (20) 議員及び委員会提出議案（条例、意見書、決議）の取扱い
- (21) 長の不信任決議の取扱い
- (22) 議員の資格の取扱い
- (23) 請願、陳情等の取扱い
- (24) その他議会運営上必要と認められる事項

2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

- (1) 会議規則、委員会条例の制定、改正

- (2) 議会事務局、議会図書室設置条例の制定、改正
- (3) その他規則、条例等これに類すると認められる事項

3 議長の諮問に関する事項

- (1) 議長の臨時会の招集請求
- (2) 議会の諸規程等の起草及び先例解釈運用等
- (3) 傍聴規則の制定、改正
- (4) 常任委員会間の所管の調整
- (5) 慶弔等に関する事項
- (6) 議員派遣
- (7) その他議長が必要と認める事項

147 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知する措置を講ずる。

148 議会運営委員会の協議の結果については、議員はこれを遵守する。

149 副議長は、委員外議員として議会運営委員会に出席する。

第13章 参考人

150 参考人の出席を求める場合は、あらかじめ本人の了承を得ておく。

151 請願、陳情等の審査に際し、必要がある場合は、提出者に参考人として説明を求めることができる。

(参照条文 委28)

第14章 全員協議会

152 全員協議会に関する事項は、別に定める。

第15章 慶弔

153 議員が叙勲され、又は議員として受賞したときは、会議において議長が報告する。

154 議員が逝去したときは、会議において議長が弔意を表し、又は同僚議員が追悼演説を行った後、黙とうを行う。その際、議席に献花する。

第16章 その他

155 臨時議長の紹介は、事務局長が行う。

(参照条文 法107)

156 議員は、在職中所定の記章をはい用する。

157 議会選出の一部事務組合議会議員が組合議会に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

158 議員が議会を代表して会議に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

159 議長は、一部事務組合議会等の報告があったときは、必要と認めるものについて、次の会議で報告する。

160 議場の本会議以外の使用は、原則としてこれを許可しない。

161 この基準の改正は、議会運営委員会又は全員協議会の決定事項に基づき決定する。

附 則

この基準は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月27日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月6日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年2月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年8月27日から施行する。

加東市議会傍聴規則（平成18年4月7日加東市議会規則第2号）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第3条 一般席の定員は、30人とする。

（傍聴の手続）

第4条 議長は、会議当日の先着順に傍聴を認めるものとする。

（傍聴券の交付）

第5条 議長は、一般席の傍聴券を交付して、その人員を制限する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券を見やすい箇所に着用しなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終え、退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

（議場への入場禁止）

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

（2）はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

（3）鉢巻、腕章（職員及び報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

（4）ラジオ、拡声器又は無線機を携帯している者

（5）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（6）下駄、木製サンダルの類を履いている者

（7）酒気を帯びていると認められる者

（8）異様な服装をしている者

（9）前各号に掲げるもののほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 保護者又は引率者（教職員及び学校関係者をいう。）が同伴しない児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（傍聴人の守るべき事項）

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

（1）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

（3）鉢巻、腕章（職員及び報道関係者が着用する腕章を除く。）、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

（4）帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（5）飲食又は喫煙をしないこと。

（6）みだりに席を離れないこと。

（7）不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

（8）前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、傍聴席に電子的にデータを処理する機能を持つ機器（携帯電話、スマートフォン、タブ

レット端末、パーソナルコンピュータ、カメラ、ＩＣレコーダー及びビデオカメラ等をいう。以下「情報通信機器」という。）を持ち込む場合、その使用に際して加東市議会における情報通信機器の使用基準に定められた禁止事項の適用を受けるものとする。

（録音、録画及び写真撮影の禁止）

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において録音し、録画し、及び写真撮影をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第 10 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 11 条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場させられた者は、当日再び傍聴席に入ることができない。

（準用）

第 12 条 委員会の傍聴については、第 7 条から第 11 条までの規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会室」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 28 日議会規則第 4 号）

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 25 日議会規則第 1 号）

この規則は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 8 日議会規則第 2 号）

この規則は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

加東市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱(平成28年3月25日加東市議会告示第1号)

(目的)

第1条 この告示は、聴覚障害者及び音声、言語障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）に対する手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）の実施に関し必要な事項を定め、聴覚障害者等に開かれた議会を実現することを目的とする。

(手話通訳等の実施)

第2条 手話通訳等は、次に掲げる場合に実施するものとする。

- (1) 公開されている本会議又は委員会で、聴覚障害者等から傍聴の希望があったとき。
- (2) 議会の活動において、手話通訳等の実施を議長が必要と認めたとき。

(申込手続)

第3条 前条第1号の傍聴希望者は、原則として傍聴希望日の1週間前までに、手話通訳・要約筆記申込書（別記様式）に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。

2 前項の申込後、やむを得ない理由により申込内容を変更し、又は取り消す場合は、速やかに議長に届け出るものとする。

(手話通訳者及び要約筆記者の配置)

第4条 議長は、前条第1項の規定による申込書を受理したときは、手話通訳等に必要な人員を議場又は傍聴席に配置するものとする。ただし、やむを得ない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を申込者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、手話通訳等の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

加東市議会議員記章規程（平成１８年４月７日加東市議会訓令第４号）

（趣旨）

第１条 この訓令は、加東市議会議員（以下「議員」という。）の議員記章（以下「記章」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（記章の様式）

第２条 記章は、全国市議会共通議員章とする。

（記章の貸与）

第３条 記章は、貸与する。

（記章の着用）

第４条 議員は、在職中常に記章を着用しなければならない。

（着用の位置）

第５条 記章は、左襟又は左胸部の見やすい位置に着用するものとする。

（弁償）

第６条 記章を亡失し、又は損傷したときは、その実費を弁償しなければならない。

附 則

この訓令は、平成１８年４月７日から施行する。

加東市議会広報の発行に関する規程（平成24年12月26日加東市議会訓令第2号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会の活動状況を市民に周知するため発行する加東市議会広報紙（以下「広報紙」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 広報紙の名称は、「かとう市議会だより」とする。

（発行）

第3条 広報紙の発行者は、議長とする。

2 広報紙の発行回数は年4回とし、定例会ごとに発行するものとする。ただし、必要があるときは臨時に発行し、又は休刊することができる。

（広報委員会の設置と所管事項）

第4条 広報紙の編集作業等を行うため、加東市議会に加東市議会広報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- （1） 広報紙の企画立案及び編集、校正に関すること。
- （2） 広報紙に関する調査研究。

（委員の定数）

第5条 委員会の委員の定数は、8人以内とし、議長が選任する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第7条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 委員会は、委員長が招集する。

（発行の承認）

第9条 広報の校正刷は、印刷開始前に議長に提出し、承認を受けなければならない。

（補足）

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮って議長が決定する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（加東市議会広報特別委員会規程の廃止）

2 加東市議会広報特別委員会規程は、廃止する。

附 則（平成30年1月29日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、平成30年2月1日から施行する。

加東市議会広報の編集に関する内規

1、目的

この内規は、加東市議会広報紙の編集に関し、必要な事項を定めるものとする。

2、編集内容

「かとう市議会だより」は、会議録形式ではなく、多くの住民に読んでいただくために内容はわかりやすく要約し、その内容は住民に関係が深いものとする。

3、様式

A4版で1行12文字の5段組（1段34行）とする。

一般質問については1ページにつき2人分を掲載する。

4、一般質問の編集

原稿は、質問者が作成し、加東市議会広報委員会（以下「委員会」という。）が定める期日までに、以下の項目を遵守の上作成すること。

ただし、委員会で編集の結果、その原稿内容に大幅な変更が生じた時は、変更後の原稿内容について作成者に了解を求めるものとする。

なお、原稿の提出がない場合は、質問者の氏名のみ掲載することとする。

①質問項目の多少にかかわらず、質問と答弁の要旨は、最大1,037文字（17文字61行）とする。

なお、紙面の様式（文字数や行数等）は当委員会より指示する。

②あいさつ、要望、地元の陳情、お礼などは、一般質問ではないので掲載しない。

③再質問は「再質問」と表示しないで、あくまでも問答方式で記述のこと。

④一般質問欄の写真は1人あたり1枚とし、基本的には質問者が撮影する。ただし、写真の採用及び取り扱いについては、委員会が決定する。

5、適用期日

この内規は、平成19年3月9日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年3月10日から適用する。

附 則

この内規は、平成21年9月7日から適用する。

附 則

この内規は、平成24年12月26日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年9月23日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年3月23日から適用する。

加東市議会自由討議実施要綱（平成30年9月26日加東市議会訓令第4号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例(平成22年9月28日加東市条例第18号)第17条に規定する自由討議の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（開始）

第2条 自由討議は、本会議等において、議長、委員長、議員又は委員の発議により開始するものとする。

2 前項の場合において、自由討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、自由討議を実施する場合において、市長等の本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

（発言者等）

第3条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 市長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合は、この限りでない。

（論点整理）

第4条 議長等は必要に応じ討議の論点を整理することができる。

（討議の終結）

第5条 議長等は、討議が終わったとき又は討議が容易に終結しないと認められるときは、本会議等に諮ってその終結を宣告する。

2 議員又は委員は、討議時間が30分を超え討議が容易に終結しないときは、その終結の動議を提出することができる。

3 前項の場合において、議長等は、討議の終結の動議については、討論を用いずに本会議等に諮って決める。

（記録及び会議の公開）

第6条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議等の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

（その他）

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

加東市議会政策討論会実施要綱（平成30年9月26日加東市議会訓令第5号）

（目的）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例(平成22年9月28日加東市条例第18号)第18条の規定に基づき設置する議会政策討論会（以下「討論会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 討論会は、議員全員をもって構成する。

2 討論会に座長を置き、議長がこれにあたる。

3 議長に事故あるときは、副議長がその任にあたる。

（討論会の議題）

第3条 議員は、討論会の議題を提出しようとするときは、政策討論会議題提案書（別紙様式）を議長へ提出する。

（運営の方針）

第4条 討論会の議事の決定及び運営等は、議会運営委員会において決定する。

2 前条により提出された議題を議会運営委員会において協議し、開催の是非及び議題を決定する。

（討論会）

第5条 討論会は、座長が招集し、これを主宰する。

2 討論会で議題となった事項は、提出議員が討論会において概要を説明するものとする。

（意見の活用）

第6条 議会は、討論結果等を次のとおり活用するものとする。

（1）委員会における審査及び政策立案

（2）市長等への政策提案

（3）その他議会における政策形成への反映

（記録）

第7条 討論会は、事務局において要点筆記し、公開する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、討論会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月26日から施行する。

別紙様式（第3条関係）

年 月 日

議長 様

氏名

印

政策討論会議題提案書

加東市議会政策討論会実施要綱第3条の規定により、次のとおり政策討論会の議題を提案します。

記

1 議題

2 提案理由

3 資料等

加東市議会会派規程（平成30年9月26日加東市議会訓令第6号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会基本条例（平成22年加東市条例第18号）第7条に規定する会派に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この訓令において会派とは、市政に関する調査、研究等の活動を行うため2人以上の議員で構成された団体であつて、第3条の会派結成届を届け出たものをいう。

2 議員は、複数の会派に所属することはできない。

（届出）

第3条 議員が会派を結成したときは、会派の代表者は会派結成届（様式第1号）により議長に届け出なければならない。ただし、一般選挙後、議長が選挙されるまでの間の会派結成届は、議会事務局長に届け出るものとする。

2 会派の代表者は、前項に規定する届出に異動が生じたときは、速やかに会派異動届（様式第2号）により議長に届け出なければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であつた者は、速やかに会派解散届（様式第3号）により議長に届け出なければならない。ただし、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により、会派に所属する議員が存在しなくなった場合は、この限りではない。

4 一般選挙後において、一般選挙前の会派が引き続き存在するときも、改めて会派結成届（様式第1号）を議長に提出するものとする。

（呼称の使用）

第4条 会派に属さない議員は、議会活動においてその政治理念を表現するものとしての呼称を使用するときは、あらかじめ、呼称使用（変更、廃止）届（様式第4号）により議長に届け出なければならない。当該呼称を変更する場合又は廃止する場合も同様とする。

（遵守）

第5条 会派所属議員は、会派としての同意事項又は決定事項等を誠意をもってこれを遵守しなければならない。

（その他）

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

加東市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

印

会 派 結 成 届

加東市議会会派規程第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 結成年月日 年 月 日

3 代表者氏名

4 所属議員（代表者含む）

役職	氏名

年 月 日

加東市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

印

会 派 異 動 届

加東市議会会派規程第3条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

区 分	変 更 前		変 更 後	
会派の名称				
代表者氏名				
変更年月日				
所属議員数				
所 属 議 員	役職	氏名	役職	氏名

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

加東市議会議長 様

会 派 名

代表者氏名

⑥

会 派 解 散 届

加東市議会会派規程第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散会派の名称

2 解 散 年 月 日

年 月 日

加東市議会議長 様

呼 称 名
氏 名

印

呼称使用（変更、廃止）届

加東市議会会派規程第4条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

届出区分	1	呼称（新規）使用	使用呼称名	
	2	呼称変更	変更前	
			変更後	
	3	呼称使用廃止	廃止呼称名称	

※該当する届出区分（1～3）のいずれかに○をつけ、呼称内容を記入

加東市議会における情報通信機器の使用基準

1 趣旨

この基準は、加東市議会（以下「市議会」という。）の会議における情報通信機器の使用に関し、その適正な使用について必要な事項を定める。

2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報通信機器 電子的にデータを処理する機能を持つ機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、パーソナルコンピュータ、カメラ、ＩＣレコーダー及びビデオカメラ等）をいう。
- (2) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び加東市議会会議規則（平成18年加東市議会規則第1号）第128条の協議の場をいう。
- (3) 市長等 市長その他の執行機関及びその補助職員

3 情報通信機器の使用者

- (1) 情報通信機器を使用できる者（以下「使用者」という。）は、加東市議会議員、市長等及び議長が会議に出席を要請した者とする。
- (2) 使用者は、会議において情報通信機器を使用する場合は、市議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

4 情報通信機器の使用

使用者は、会議に情報通信機器を持ち込んで使用する場合は、情報通信機器を当該会議の目的以外に使用してはならない。

5 禁止事項

情報通信機器の使用に当たって、次に掲げる事項を禁止するものとする。

- (1) 個人情報並びに議会及び市において公開されていない情報を公開すること。
- (2) 会議を録音し、録画し、及び写真撮影すること。ただし、議長又は会議の長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (3) 着信音、音声及び操作音を発する等会議の運営に支障となる行為。
- (4) 電子メールの送信等を行うこと。
- (5) 審議及び審査中の情報を外部に発信すること。
- (6) ホームページ、ブログ、その他SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等へ投稿を行うこと。
- (7) 他人の迷惑になる行為。
- (8) その他議長が定める行為。

6 違反行為に対する措置

議長又は会議の長は、使用者が禁止事項に違反したときは、注意するものとする。ただし、注意によっても違反行為が改められない場合は、情報通信機器の使用を停止させることができる。

7 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この基準は、平成29年6月16日から施行する。

加東市議会事務局設置条例（平成18年4月7日加東市条例第189号）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第2項の規定に基づき、加東市議会に加東市議会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

（事務局の職員）

第2条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

（定数）

第3条 前条の職員の定数は、加東市職員定数条例（平成18年加東市条例第23号）の定めるところによる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長がこれを定める。

附 則

この条例は、平成18年4月7日から施行する。

加東市議会事務局処務規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第5号）

（趣旨）

第1条 この訓令は、加東市議会事務局設置条例（平成18年加東市条例第189号）第4条の規定に基づき、加東市議会事務局（以下「事務局」という。）の組織その他に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 事務局に次の係を置く。

- （1）庶務係
- （2）議事係

（事務分掌）

第3条 前条の係の分掌事務は、次のとおりとする。

- （1）庶務係
 - ア 議員名簿の作成（履歴簿、役員簿、勤続年数調を含む。）に関する事。
 - イ 文書物件の收受、発送、保管に関する事。
 - ウ 公印の保管に関する事。
 - エ 議員の出欠（出席簿の作成、保管、欠席届の受理）に関する事。
 - オ 議員の議員報酬、費用弁償に関する事。
 - カ 議会費の予算要求等に関する事。
 - キ 儀式、交際に関する事。
 - ク 慶弔に関する事。
 - ケ 議会の公報資料に関する事。
 - コ 図書室の整備、管理に関する事。
 - サ 議長会に関する事。
 - シ 職員の任免、給与、賞罰及び身分に関する事。
 - ス 職員の服務及び規律、厚生に関する事。
 - セ 条例、規則の制定、改廃に関する事。
 - ソ 議会関係諸規程の制定、改廃に関する事。
 - タ 請願、陳情、及び建議、意見書等に関する事。
 - チ 各議案審議に必要な資料の収集に関する事。
 - ツ 事業、事務の調査、検査に関する事。
 - テ 統計資料の作成に関する事。
 - ト 各種行政に関する世論、情報の収集整理に関する事。
 - ナ 各種法規の調査、研究に関する事。
- （2）議事係
 - ア 議事日程及び諸般の報告に関する事。
 - イ 議案、請願、陳情の收受、配付、送付に関する事。
 - ウ 議会の本会議の議事に関する事。
 - エ 議会における選挙に関する事。
 - オ 会議次第記録に関する事。
 - カ 会議録、決議録の調製保管に関する事。
 - キ 議会の傍聴人に関する事。
 - ク 議場その他委員会室の管理、取締に関する事。
 - ケ 委員会に関する事。
 - コ 委員会記録調製に関する事。
 - サ 公聴会に関する事。

（職員）

第4条 事務局に事務局長のほか事務局次長及び係長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長は、議長の命を受けて議会の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

3 事務局次長は、上司の命を受けて議会の事務について事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 主幹は、上司の命を受けて担当の事務を処理し、所属職員を指揮する。

5 係員は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

(決裁)

第5条 議会の事務は、すべて事務局長を経て議長の決裁を受けなければならない。

2 議長に事故があるときは、副議長の決裁を受けなければならない。

3 議長、副議長共に事故があるとき、特に緊急を要する事務については、事務局長が代決する。ただし、重要又は異例の事務については、代決することができない。

(事務局長の専決事項)

第6条 事務局長の事務専決については、加東市決裁規程（平成18年加東市訓令第4号）における部長専決の例による。

(公印)

第7条 公印の名称、寸法、書体、保管責任者、用途及び個数は、別表第1とし、公印のひな型は、別表第2のとおりとする。

2 公印の取扱いについては、市長部局の例による。

(準用)

第8条 この告示に定めるもののほか、事務の処理及び職員の服務については、別に定めるものを除き、市長部局の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

附 則（平成20年9月4日加東市議会訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月26日加東市議会訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日加東市議会訓令第2号）

この訓令は平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

番号	公印の名称	寸法 (mm)	書体	保管責任者	用途	個 数
1	兵庫県加東市議会印	方24	れい書	事務局長	議会名をもって発 する公文書用	1
2	兵庫県加東市議会議 長印	方21	れい書	事務局長	議長名をもって発 する公文書用	1
3		方30	れい書	事務局長	表彰状等用	1
4	兵庫県加東市議会副 議長印	方21	れい書	事務局長	副議長名をもって 発する公文書用	1
5	兵庫県加東市議会常 任委員会委員長印	方18	れい書	事務局長	常任委員長名をも って発する公文書 用	1
6	兵庫県加東市議会特 別委員会委員長印	方18	れい書	事務局長	特別委員長名をも って発する公文書 用	1
7	兵庫県加東市 議会運営委員会委員 長印	方18	れい書	事務局長	議会運営委員長名 をもって発する公 文書用	1
8	兵庫県加東市議会委 員 長 印	方18	れい書	事務局長	常任委員長名、特別 委員長名及び議会 運営委員長名以外 の委員長名をもっ て発する公文書用	1
9	兵庫県加東市議会事 務局長印	方18	れい書	事務局長	議会事務局長名を もって発する公文 書用	1

別表第2（第7条関係）

1	2	3	4	5
兵 庫 県 加 東 市 議 会 之 印	兵 庫 県 加東市議会 長 之 印	議 市 兵 長 庫 之 議 県 印 会 加 東	兵 庫 県 加 東 市 議 会 副 議 長 印	加東市議会常 任委員会委員 長 之 印
6	7	8	9	
加東市議会特 別委員会委員 長 之 印	加 東 市 議 会 運 営 委 員 会 委 員 長 之 印	加 東 市 議 会 委 員 長 之 印	加 東 市 議 会事務局長 之 印	

加東市（議会）情報公開条例施行規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第2号）

加東市議会の所管に係る加東市情報公開条例(平成18年加東市条例第16号)の施行については、加東市情報公開条例施行規則(平成18年加東市規則第8号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

加東市（議会）個人情報保護条例施行規程（平成18年4月7日加東市議会訓令第3号）

加東市議会の所管に係る加東市個人情報保護条例(平成18年加東市条例第17号)の施行については、加東市個人情報保護条例施行規則(平成18年加東市規則第9号)の規定の例による。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

加東市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、加東市議会（以下「議会」という。）の円滑な運営を図るため、議長等が議会を代表して外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）に関し、その支出区分、支出範囲、支出金額等必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出)

第2条 交際費は、支出内容及び相手方が適当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、政治活動又は宗教活動に係る個人又は団体には支出しない。

(支出区分等)

第3条 交際費は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める内容に係る経費について支出するものとし、その支出基準は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- (1) 弔慰金 香料、弔電等
- (2) 見舞金 病気等
- (3) 御祝金 慶事、祝賀会、各種団体懇親会、大会等
- (4) 懇談会費 意見交換、情報収集のための懇談会等
- (5) 会費 年会費、参加費の定められた会議等
- (6) 賛助費 協賛費等の定められた各種団体の大会等
- (7) 手土産代 手土産品等
- (8) その他 その他必要と認められる経費

(公表)

第4条 交際費の公表は、毎年その支出内容を議会のホームページに掲載する方法で行うものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、社会経済状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成31年4月1日から施行する。

(加東市議会及び加東市議会議長交際費に関する取扱基準の廃止)

2 加東市議会及び加東市議会議長交際費に関する取扱基準(平成18年制定)は、廃止する。

別表第1（第3条関係）

加東市議会議長交際費支出基準額表

番号	区分	金額
1	弔慰金	別表第2のとおり
2	見舞金	10,000円とする。病気等の見舞いは、本人の場合に行う。
3	御祝金	10,000円以内とする。ただし、慣習等により特に必要と認められる場合は議長協議の上決定する。
4	懇談会費	10,000円以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は議長協議の上決定する。
5	会費	会議等に出席に要する金額は、定められた額とする。
6	賛助費	協賛費等の金額は、定められた額とする。
7	手土産代	各種団体等関係者の来訪又は訪問に対する手土産代は、議会運営上の貢献度、接遇に当たる相手方の負担などを考慮して決定する。
8	その他	社会通念上、妥当と認められる範囲内の金額

別表第2（第3条関係）

香料及び弔電

区分	弔電	香料（円）
市議会議員又は元市議会議員	○	10,000
市長、副市長又は教育長	○	10,000
元市長、元副市長又は元教育長	—	5,000
地元選出の国会議員又は県議会議員	—	10,000
名誉市民	—	別に協議
そのほか議長が特に必要と認める者	別に協議	

弔辞

1. 市議会議員

加東市議会議員互助会規約

(名称)

第1条 この会は、加東市議会議員互助会（以下「会」という。）という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、加東市議会事務局に置く。

(会員)

第3条 この会の会員は、加東市議会議員をもって組織する。

(目的)

第4条 この会は、スポーツその他の趣味を通じ、会員相互の親睦、品性の高揚、知識の啓発等、福利厚生を増進を目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の教養、文化の育成に関すること。
- (2) 会員の健康維持、健康増進に関すること。
- (3) 会員及びその家族の慶弔に関すること。
- (4) その他この会の目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第6条 この会には、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 会 計 1人
- (4) 監 事 1人

(役員を選出)

第7条 役員は、次のように選出する。

- (1) 会長は、議長をもって充てる。
- (2) 副会長は、副議長及び議会運営委員長をもって充てる。
- (3) 会計は、総務文教常任委員長をもって充てる。
- (4) 監事は、産業厚生常任委員長をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、この会を代表し業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 会計は、会計事務を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 この会の役員の任期は、その役職の在任期間とする。

(職員)

第10条 この会の事務を処理するために、職員を置く。

- 2 職員は、加東市議会事務局職員をもって充てる。
- 3 職員は、会長の命を受け、この会の事務を処理する。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって組織する。

(総会の招集及び議長)

第12条 総会は、毎年1回会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長とする。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃に関する事項

- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (4) その他この会に関する事項で会長が必要と認めるもの
(総会の定足数)

第14条 総会は、会員の3分の2以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

(会計)

第15条 この会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第16条 会費は、月額2,000円とし、会員の毎月の報酬から控除して徴収する。ただし、特に必要があるときは、役員で協議し臨時会費を徴収することができる。

2 補欠選挙により新たに会員となった者については、会員となった月から会費を徴収する。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、毎年11月1日に始まり翌年の10月31日に終える。

(監査)

第18条 監事は毎年1回以上経理状況及び事業の執行状況を監査し、総会に報告しなければならない。

(清算)

第19条 第17条の規定にかかわらず、議員の任期満了又は議会の解散により全体会員でなくなった場合は、その時点において収支清算し、残余金を会員に還付する。

附 則

この規約は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年11月1日から施行する。

加東市議会議員互助会慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、加東市議会議員互助会規約（平成18年加東市議会規約第1号。以下「規約」という。）第5条第1項第3号の規定に基づき、会員及びその家族の慶弔について必要な事項を定める。

(結婚)

第2条 会員が結婚したときは、祝金30,000円を贈る。

(出産)

第3条 会員又は配偶者が出産したときは、祝金10,000円を贈る。

(病気見舞)

第4条 会員が、病気又は負傷のため入院2週間以上にわたるときは、見舞金10,000円を贈る。

(災害見舞)

第5条 会員が地震、水害、火災、その他不慮の災害によって、住居又は家財の全部又は一部を喪失したときは、次の各号により災害見舞金を贈る。

(1) 家財の損害があり、かつ、住居に損害がない場合 見舞金10,000円

(2) 住居が半壊した場合 見舞金30,000円

(3) 住居が全壊した場合 見舞金50,000円

(弔慰)

第6条 会員又はその家族が死亡したときは、次の各号により弔辞及び香典等を贈る。

(1) 会員の場合 議長の弔辞、生花1対及び香典20,000円

(2) 家族の場合（会員・配偶者の父母、配偶者、子） 生花1対及び香典10,000円

(中途退職)

第7条 会員が中途退職したときは、その者の会員期間に応じて、次表に掲げる額を贈る。

期 間	金 額
6箇月以上1年未満	10,000円
1年以上2年未満	20,000円
2年以上3年未満	30,000円
3年以上	50,000円

(金額の決定)

第8条 この規程中定めがないものについては、正副会長の協議により、その都度決定する。

(その他の慶弔)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、慶弔の必要が生じたときは、正副会長は協議の上臨時の措置を講ずることができる。

(返礼の禁止)

第10条 この規程による贈呈を受けたときは、その返礼はしないものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、規約第11条の総会に諮って決めることとする。

附 則

この訓令は、平成18年4月7日から施行する。

19 歴代議長・副議長

議長

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	石 井 義 信	平成18年 4 月 7 日	平成18年10月31日
2	井 上 茂 和	平成18年11月 8 日	平成20年11月13日
3	藤 田 靖 夫	平成20年11月13日	平成22年10月31日
4	長 谷 川 勝 己	平成22年11月 9 日	平成24年11月 8 日
5	井 上 茂 和	平成24年11月 8 日	平成26年10月31日
6	安 田 朗	平成26年11月11日	平成28年11月 8 日
7	藤 尾 潔	平成28年11月 8 日	平成30年10月31日
8	小 紫 泰 良	平成30年11月 9 日	

副議長

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	浦 元 明 男	平成18年 4 月 7 日	平成18年10月31日
2	二 階 一 夫	平成18年11月 8 日	平成20年11月13日
3	安 田 朗	平成20年11月13日	平成22年10月31日
4	桑 村 繁 則	平成22年11月 9 日	平成24年11月 8 日
5	丸 山 武 彦	平成24年11月 8 日	平成26年10月31日
6	小 紫 泰 良	平成26年11月11日	平成28年11月 8 日
7	磯 貝 邦 夫	平成28年11月 8 日	平成30年10月31日
8	岸 本 眞 知 子	平成30年11月 9 日	

20 歴代市長

代	氏 名	就 任 年 月 日	退 任 年 月 日
1	山 本 廣 一	平成18年 4 月30日	平成22年 4 月29日
2	安 田 正 義	平成22年 4 月30日	平成26年 4 月29日
3	安 田 正 義	平成26年 4 月30日	平成30年 4 月29日
4	安 田 正 義	平成30年 4 月30日	

2 1 議会議員名簿

議席 番号	期数	所属党派	氏 名	住 所	電 話 番 号
1	1	無所属	北原 豊	〒673-1425 西古瀬 429 番地	42-6376
2	1	無所属	別府みどり	〒679-0212 下滝野 4 丁目 29 番地 3	20-3508
3	1	無所属	鷹尾 直人	〒673-1301 黒谷 134 番地 2	47-1420
4	1	無所属	廣畑 貞一	〒673-1341 南山 5 丁目 11 番地 1	47-0166
5	1	共産党	古跡 和夫	〒673-1421 山国 2013 番地 167	090-2705-4731
6	2	無所属	大畑一千代	〒673-1403 下鴨川 604 番地 100	45-0858
7	2	無所属	高瀬 俊介	〒673-1475 吉馬 1576 番地	42-2225
8	3	公明党	長谷川幹雄	〒673-1335 藪 254 番地 1	46-1368
9	3	無所属	石井 雅彦	〒673-1464 上中 3 丁目 27 はぎハツ上中 101	42-1003
1 0	3	無所属	岸本眞知子	〒679-0202 多井田 553 番地 1	48-2076
1 1	4	無所属	小川 忠市	〒673-1432 ひろのが丘 7 番地 4	42-5480
1 2	4	無所属	小紫 泰良	〒673-1431 社 750 番地 3	42-8460
1 3	5	無所属	藤尾 潔	〒673-1465 喜田 1 丁目 1-13 ディアレスト喜田 102	42-5155
1 4	5	無所属	桑村 繁則	〒679-0211 上滝野 567 番地 6	48-4703
1 5	5	無所属	山本 通廣	〒679-0205 北野 96 番地	48-2930
1 6	5	無所属	井上 茂和	〒679-0221 河高 2431 番地	48-4550

◆加東市議会事務局(庁舎5階)◆

〒673-1493 兵庫県加東市社 50 番地

TEL 0795-42-3301(代表) [内線 550、551、552、553]
0795-43-0385(直通)

FAX 0795-42-7960

E-mail gikai@city.kato.lg.jp